

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成13年12月 第2回訂正分)

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成13年12月7日に関東財務局長に提出し、平成13年12月8日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成13年11月15日付をもって提出した有価証券届出書及び平成13年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集10,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し3,500株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成13年12月6日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

2. 募集の方法

平成13年12月6日に決定された引受価額(139,875円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(150,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

欄外注記の訂正

(注)3.の全文削除

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「発行価格」の欄：「未定(注)1.」を「150,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「139,875円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき150,000円」に訂正。

「摘要」の欄：

3. 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき139,875円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたしました。
6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
7. 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の(注)1.を参照下さい。
8. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。
需要申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、仮条件(130,000円～150,000円)によりブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴としてみられました。
- 申告された総需要株式数は、公開株式数13,500株(公募株式数10,000株、売出株式数8,500株)を十分に上回る状況であったこと。
- 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 申告された需要件数が多数にわたっていたこと。
- 従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、150,000円と決定いたしました。
- なお、引受価額は、139,875円と決定いたしました。
2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(150,000円)と平成13年11月29日に公告した発行価額(110,500円)及び平成13年12月6日に決定した引受価額(139,875円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 新株式に対する配当起算日は、平成13年7月1日といたします。

(注)2.3. の全文削除

4. 株式の引受け

欄内の数値の訂正

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成13年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき139,875円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき10,125円)の総額は引受人の手取金となります。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 上記引受人と平成13年12月6日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち270株について、販売を希望する全国の証券会社に委託し、その場合の委託販売団の組成事務の一部を取引所に委任いたしております。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

欄内の数値の訂正

「払込金額の総額」の欄：「1,400,000,000円」を「1,398,750,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「1,387,000,000円」を「1,385,750,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注)1.の全文削除

第2 売出要項

1. 売出株式

平成13年12月6日に決定された引受価額(139,875円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格150,000円)で売出しを行います。引受人は売渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といいたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「490,000,000円」を「525,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「490,000,000円」を「525,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

注記の全文削除

2. 売出しの条件

(2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)1.」を「150,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「139,875円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき150,000円」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)2.」を「(注)2.」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び
申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。
2. 元引受契約の内容
証券会社の引受株数 新光証券株式会社 3,500株
引受人が全株買取引受を行います。
3. 上記引受人と平成13年12月6日に元引受契約を締結いたしました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成13年11月 第1回訂正分)

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成13年11月29日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成13年11月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集10,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し3,500株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項を、平成13年11月28日開催の取締役会において決定しましたので、これに關連する事項及び記載内容の一部について訂正並びに記載の一部を追加するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載しています。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

ただし、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等（重要な後発事象）」については、新たに全文を追加するため、_____を省略し、明朝体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行株式

欄外の注記を削除する。

2. 募集の方法

(訂正後)

平成13年12月6日に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成13年11月28日開催の取締役会において決定された発行価額(110,500円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といいたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。
2. 資本組入額の総額は、平成13年11月28日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。
3. 仮条件(130,000円～150,000円)の平均価格(140,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,400,000,000円となります。

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「発行価額」の欄：「未定(注)3.」を「110,500円」に訂正。

「資本組入額」の欄：「未定(注)3.」を「55,250円」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 1. 仮条件は、130,000円以上150,000円以下の価格とします。

仮条件は、現在の市場環境の状況、最近の新規公開株式に対する市場の評価及び機関投資家等へのヒアリングの結果並びに需要見通し及び上場日までの期間における価格変動の可能性等を総合的に勘案した上で決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成13年12月6日に発行価格及び引受価額を決定いたします。

需要申込の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に行う予定であります。

2. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額といたします。

3. 引受価額が発行価額(110,500円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成13年11月29日に公告した発行価額(110,500円)及び平成13年12月6日に決定する引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

5. 新株式に対する配当起算日は、平成13年7月1日といたします。

(注)3.の全文削除

4. 株式の引受け

欄内の数値の訂正

「引受株式数」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「新光証券株式会社5,275株、丸三証券株式会社2,025株、UFJキャピタルマーケット証券株式会社675株、コメリツ証券会社東京支店675株、いちよし証券株式会社675株、明光ナショナル証券株式会社675株」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成13年12月6日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数の一部については、販売を希望する全国の証券会社に委託し、その場合の委託販売団の組成事務の一部を取引所に委任する方針でありますが、当該株式数については未定であります。

(注)1.の全文削除

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

欄外注記の訂正

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(130,000円～150,000円)の平均価格(140,000円)を基礎として算出した見込額であります。

第2 売出要項

1. 売出株式

欄外注記の訂正

(注) 売出価額の総額は、仮条件(130,000円～150,000円)の平均価格(140,000円)で算出した見込額であります。

(注)1.の番号及び2.の全文削除

第二部 企業情報

第1 企業の概況

4. 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容	摘要
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)		
(連結子会社) ソレント,LLC	アメリカ合衆国 デラウェア州	5,400	匿名組合の営業者である有限会社の設立・出資	100		匿名組合の営業者である有限会社の所有者である	
パローナ・ジャパン,LLC	アメリカ合衆国 デラウェア州	5,400	匿名組合の営業者である有限会社の設立・出資	100		匿名組合の営業者である有限会社の所有者である	
(株)ダヴィンチ・ セレクト	東京都中央区	120,000	投資信託委託業者	100	～	役員の兼任(3名)	(注)

(注) 特定子会社に該当しております。

第4 提出会社の状況

欄外注記の訂正

- (注) 1. 監査役安田幸一及び船橋茂紀は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定期は平成13年11月22日)を行っております。これにより株式数は42,300株増加し、発行済株式総数は47,000株となります。

第5 経理の状況

2. 財務諸表等

第4期中間会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)に係る(1株当たり情報)の次に以下の内容を追加します。

(重要な後発事象)

第4期中間会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)

平成13年11月6日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1株を10株に分割することを予定しております。

1. 分割により増加する株式数 普通株式 42,300株

2. 分割の方法

平成13年11月22日現在の株主名簿に記載された株主の所有株式数1株を10株に分割する予定であります。

3. 配当起算日 平成13年7月1日

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

1. 第三者割当等による株式等の発行の内容

欄外注記の訂正

(注) 1. 株式会社大阪証券取引所の定める「上場前公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」といいます。)第17条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」といいます。)第15条の規定に基づき、当社が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日(平成12年1月1日)以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」といいます。)による新株発行(商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。)を行っている場合には、当社及び割当を受けた者(以下「取得者」といいます。)との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
当社が同規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとしております。

3. 取得者の株式等の移動状況

株式(2)

欄内の記載の訂正

「取得者の氏名又は名称等」の「氏名又は名称等」の欄:「カネコキャサリンマリー」を「キャサリンマリーカネコ」に訂正。

第3 株主の状況

欄外注記の訂正

(注) 1. 株主総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。
2. 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定期は平成13年11月22日)を行っております。これにより株式数は42,300株増加し、発行済株式総数は47,000株となります

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 13 年 11 月



株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,105,000千円(見込額)の募集及び株式490,000千円(見込額)の売出しについては、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成13年11月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

東京都中央区東日本橋二丁目24番14号

本ページ及びこれに続く写真・カラー図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

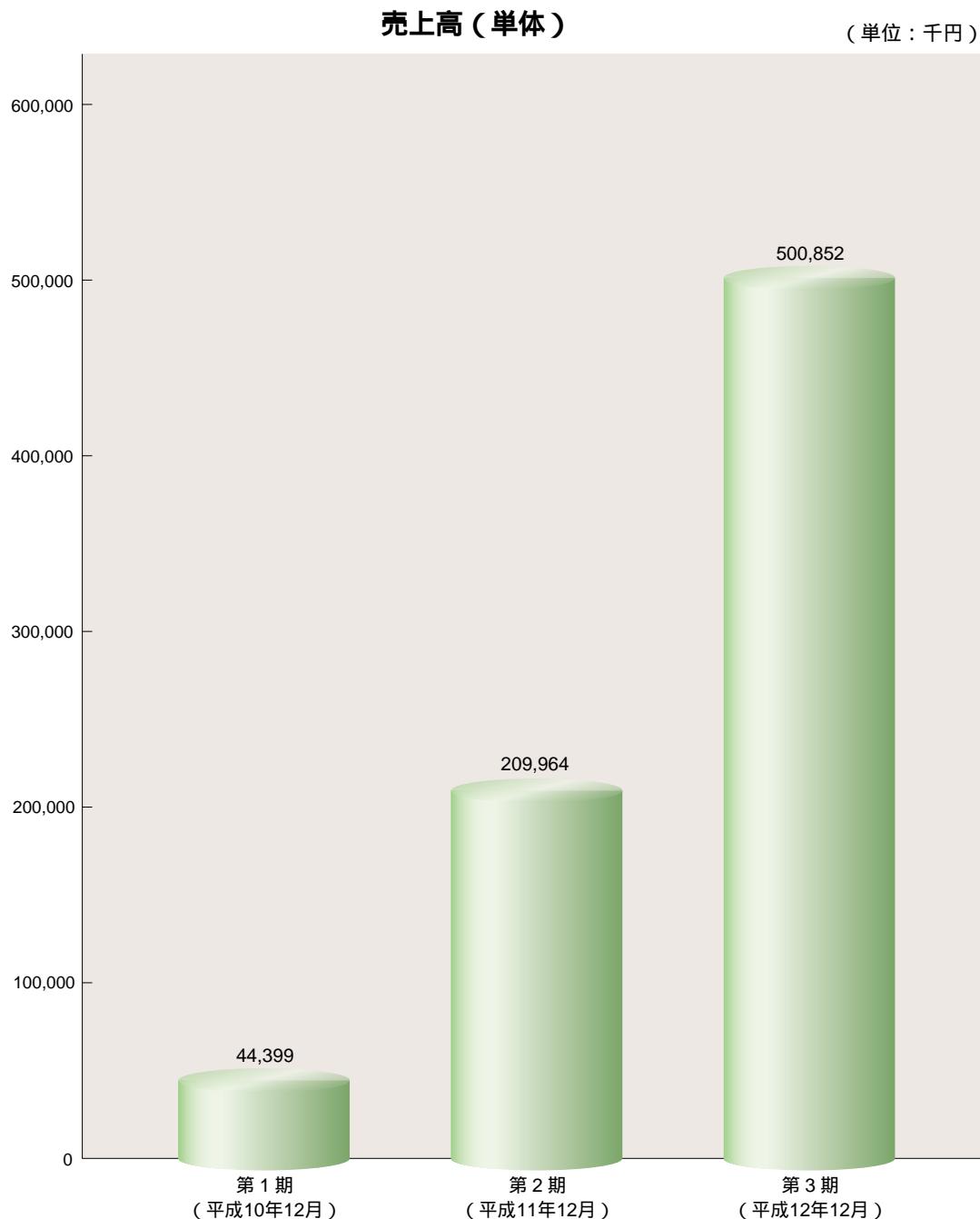
1. 業績等の推移

最近3事業年度の業績の推移

回 決 算 年 月	次	第 1 期 平成 10 年 12 月	第 2 期 平成 11 年 12 月	第 3 期 平成 12 年 12 月
(1) 連結経営指標等				
売上高(千円)				500,852
経常利益(千円)				247,660
当期純利益(千円)				138,178
純資産額(千円)				844,648
総資産額(千円)				985,436
1株当たり純資産額(円)				179,712.34
1株当たり当期純利益(円)				60,498.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益(円)				
自己資本比率(%)				85.71
自己資本利益率(%)				16.36
株価収益率(倍)				
営業活動による(千円) キャッシュ・フロー				186,442
投資活動による(千円) キャッシュ・フロー				188,699
財務活動による(千円) キャッシュ・フロー				643,295
現金及び現金同等物の 期末残高(千円)				737,606
従業員数(名)				14
(2) 提出会社の経営指標等				
売上高(千円)	44,399	209,964	500,852	
経常利益又は経常損失(千円)	2,077	80,782	251,672	
当期純利益(千円)	529	32,178	142,190	
資本金(千円)	10,000	10,000	670,000	
発行済株式総数(株)	200	200	4,700	
純資産額(千円)	10,529	42,708	848,659	
総資産額(千円)	32,481	129,277	989,448	
1株当たり純資産額(円)	52,649.90	213,543.28	180,565.94	
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額)(円)	()	()	()	
1株当たり当期純利益(円)	2,649.90	160,893.38	62,254.81	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益(円)				
自己資本比率(%)	32.42	33.04	85.77	
自己資本利益率(%)	5.03	75.34	16.75	
株価収益率(倍)				
配当性向(%)				
従業員数(名)	3	4	14	

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は平成10年8月14日設立のため、第1期は平成10年8月14日から平成10年12月31日までの5ヶ月決算になります。また、第1期から第3期までの最近3事業年度の記載になります。
 3. 当社は第3期より連結財務諸表を作成しております。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため、記載しておりません。
 5. 株価収益率については、当社株式は非上場かつ非登録でありますので、記載しておりません。
 6. 上記期間中、第2期及び第3期につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき監査証明を行うため、新日本監査法人の監査を受けておりますが、第1期につきましては当該監査を受けておりません。
 7. 1株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づいて算出してあります。
 8. 財務諸表等規則の改正により、第3期より税効果会計を適用しております。そのため、従来の税効果会計を適用しない場合と比較して、当期純利益は5,786千円多く、当期末処分利益は9,547千円多く計上されております。
 9. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。

2. 事業の概況



3. 事業内容

当社は、不動産投資顧問業を行っております。当社が行っている不動産投資顧問業の事業内容は以下の通りです。

ファンド・マネジメント事業（投資管理・資金調達事業）

アセット・マネジメント事業

コ・インベストメント事業（自己投資事業）

（ファンド・マネジメント事業）

当社の業務は投資家のニーズに合わせた『投資ビジネスモデルとプラン』を提案して、不動産投資ファンドを組成することからはじめります。

（アセット・マネジメント事業）

購入した不動産（商業ビル中心）を各ファンドに組み込み、収益が最大になるように予め策定した建物のリニューアルプランや家賃の見直し、テナント誘致プラン等を効果的に実施して各不動産の価値を高めます。同時に、各ファンドにローン（ノンリコースローン）を調達して投資効率を飛躍的に高めます。これらハード及びソフト両面からの不動産の価値を高めるアセット・マネジメントに対して、それぞれのフェーズで投資家よりフィー（手数料）を得ることが出来るのです。

（コ・インベストメント事業）

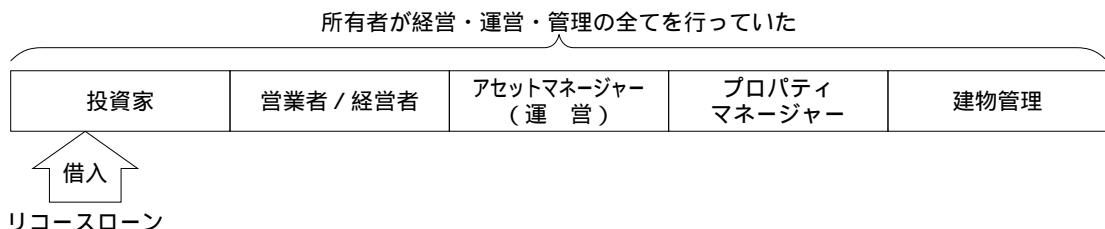
当社は各ファンドに対して全投資額の5%から10%の部分につき自己投資を行っています。これは、当社が単にアドバイザーの立場に終始することなく、他の投資家たちと同じ立場で自己資金を投入し、責任を持って各ファンドを管理するようにとの、他の投資家たちからの要請であり、欧米ではすでに商慣習として定着しております。

なお、商法上の匿名組合に関する規定では営業者あるいは実質営業者と見なされる当社が匿名組合員として投資することを認めませんのでこの自己投資形態は当社から各営業者への金銭消費貸借契約による貸付形態をとっております。

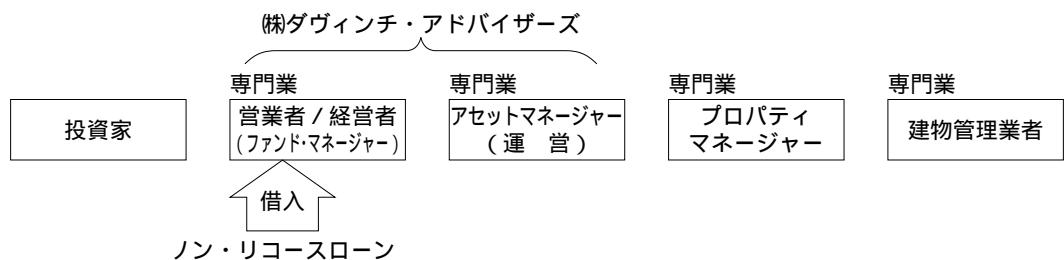
当社の行う不動産投資顧問業と、従来の日本の不動産投資事業との違いは以下の通りです。

日本の不動産投資の「今まで」と「今後」

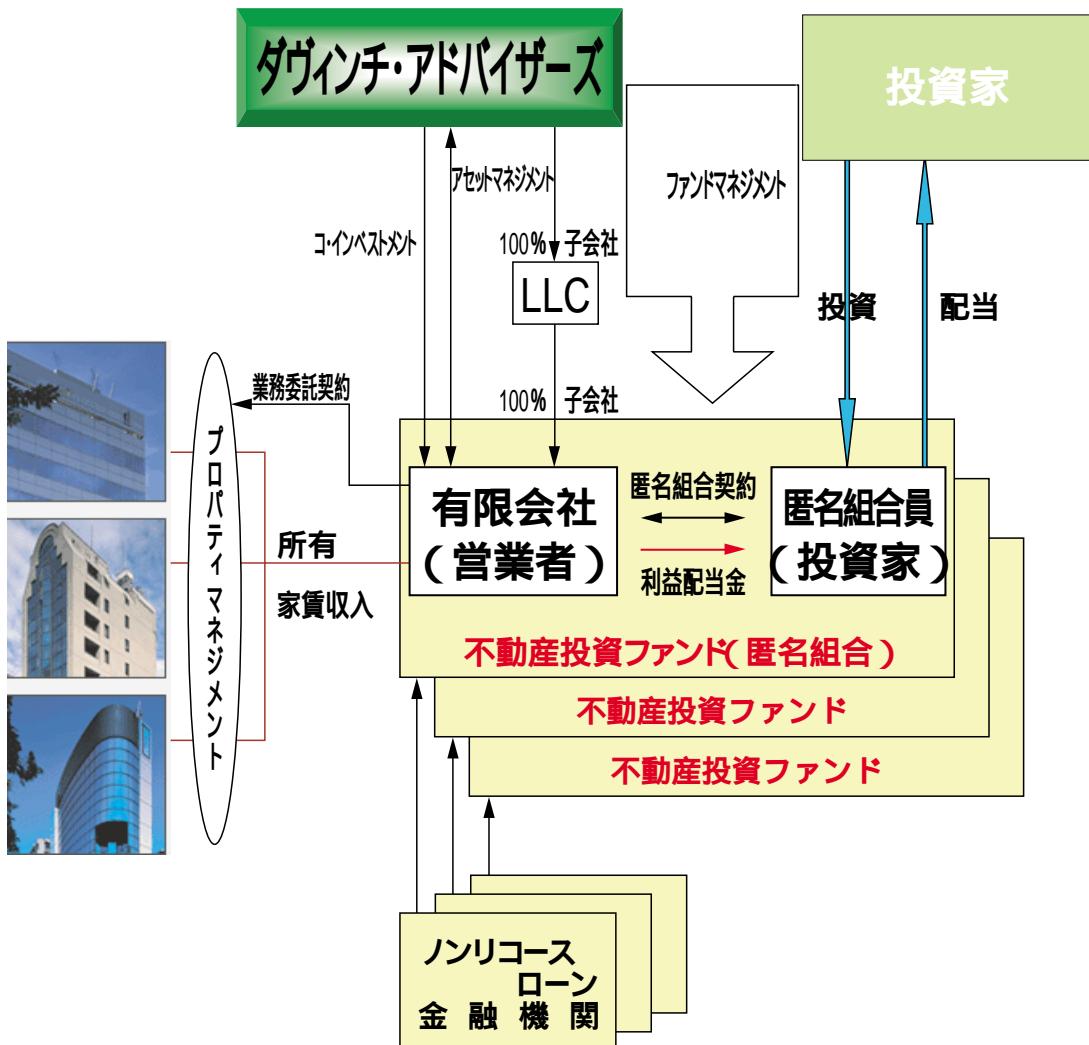
・今まで（従来の日本型）



・今後（欧米型）- 当社の行う投資顧問業



ダヴィンチの投資スキーム



有価証券届出書

関東財務局長 殿

平成13年11月15日提出

会社名 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

英訳名 K.K. DaVinci Advisors

代表者の役職氏名 代表取締役社長 金子修

本店の所在の場所	東京都中央区東日本橋二丁目 24番14号	電話番号	(03)5825 - 1700
		取締役チーフ・フィナ ンシャル・オフィサー	阿部尚志
		連絡者	

最寄りの連絡場所	同上	電話番号	同上
		連絡者	同上

届出の対象とした募集及び売出し

募集及び売出有価証券の種類	株式
募集金額	入札による募集 円
	入札によらない募集 円
	ブックビルディング 方式による募集 1,105,000,000円
売出金額	入札による売出し 円
	入札によらない売出し 円
	ブックビルディング 方式による売出し 490,000,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(商法上の発行価額の総額)であり、売出金額は有価証券届出書提出時における見込額であります。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名称 所在地

該当事項はありません。

目 次

頁

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	1
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式	5
2. 売出しの条件	5
第3 事業の概況等に関する特別記載事項	7
第二部 企業情報	20
第1 企業の概況	20
1. 主要な経営指標等の推移	20
2. 沿革	21
3. 事業の内容	22
4. 関係会社の状況	28
5. 従業員の状況	28
第2 事業の状況	29
1. 業績等の概要	29
2. 生産、受注及び販売の状況	31
3. 対処すべき課題	32
4. 経営上の重要な契約等	32
5. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	36
4. 株価の推移	36
5. 役員の状況	37

第 5 経理の状況	38
監査報告書	39
1. 連結財務諸表等	41
監査報告書	62
2. 財務諸表等	65
第 6 提出会社の株式事務の概要	85
第 7 提出会社の参考情報	86
第四部 株式公開情報	87
第 1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	87
第 2 第三者割当等の概況	88
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	88
2. 取得者の概況	89
3. 取得者の株式等の移動状況	90
第 3 株主の状況	91

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行株式

種類	発行数	摘要
普通株式	10,000 (注) 株	平成13年11月15日開催の取締役会決議によってあります。

(注) 発行数については、平成13年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 募集の方法

平成13年12月6日に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成13年11月28日開催予定の取締役会において決定される発行価額以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数	発行価額の 総額	資本組入額の 総額	摘要
入札方式	入札による募集	株	円	1. 全株式を証券会社の買取引受けにより募集いたします。 2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「上場前公募等規則」により規定されております。
	入札によらない募集			
ブックビルディング方式	10,000	1,105,000,000	552,500,000	
計(総発行株式)	10,000	1,105,000,000	552,500,000	

(注) 1. 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
2. 資本組入額の総額は、発行価額の総額(見込額)の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。
3. 有価証券届出書提出時における想定仮条件(130,000円～150,000円)の平均価格(140,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,400,000,000円となります。

3. 募集の条件

(1) 入札方式

イ . 入札による募集

該当事項はありません。

ロ . 入札によらない募集

該当事項はありません。

(2) ブックビルディング方式

発行価格	引受価額	発行価額	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)3.	未定 (注)3.	株 1	自 平成13年12月10日(月) 至 平成13年12月13日(木)	未定 (注)2.	平成13年12月17日(月)
摘要	<p>1. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。</p> <p>2. 募集株式は全株を引受け人が引受価額にて買取ることといたします。</p> <p>3. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。</p> <p>4. 申込証拠金には、利息をつけません。</p> <p>5. 株券受渡期日は、平成13年12月18日(火)であります。株券は財団法人証券保管振替機構(以下「機構」という。)の業務規程第66条の3に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)予定日(平成13年12月18日(火))以降に証券会社を通じて株券が交付されます。</p> <p>6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。</p> <p>7. 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定することとなります。その日程等については、下記の(注)1.を参照下さい。</p> <p>8. 申込みに先立ち、平成13年11月30日から平成13年12月5日までの間で引受け人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要申告は変更又は撤回することが可能であります。</p> <p>販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。</p> <p>需要申告を行った投資家への販売については、引受け人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。</p> <p>需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受け人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受けとの取引状況等を勘案して決定する方針であります。</p>						

(注) 1. 発行価格の決定に当たり、平成13年11月28日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成13年12月6日に発行価格及び引受価額を決定いたします。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要申込の受け付けに当たり、引受け人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に行う予定であります。

2. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額といたします。
3. 平成13年11月28日開催予定の取締役会において、平成13年11月29日に公告する予定の発行価額及び資本組入額を決定する予定であります。
4. 引受価額が発行価額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。
5. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成13年11月29日に公告する予定の発行価額及び平成13年12月6日に決定する引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受け人の手取金となります。
6. 新株式に対する配当起算日は、平成13年7月1日といたします。

申込取扱場所

後記「4. 株式の引受け」欄の証券会社の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

払込取扱場所

店名	所在地
ジェー・ピー・モルガン・チェース銀行 東京支店	東京都港区赤坂五丁目 2番20号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4. 株式の引受け

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 4番 1号	株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成13年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目 5番 2号		
UFJキャピタルマーケッツ 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1番 3号		
コメルツ証券会社 東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目 2番 1号	未定	
いちょし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番 1号		
明光ナショナル証券 株式会社	東京都中央区日本橋小網町14番 1号		
計		10,000	

(注) 1. 引受株式数及び引受けの条件は、平成13年11月28日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成13年12月 6 日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数の一部については、販売を希望する全国の証券会社に委託し、その場合の委託販売団の組成事務の一部を取引所に委任する方針であります、当該株式数については未定であります。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
円 1,400,000,000	円 13,000,000	円 1,387,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件(130,000円～150,000円)の平均価格(140,000円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 手取金の使途

全額コ・インベストメント事業(自己投資事業)に投入する予定であります。

第2 売出要項

1. 売出株式

平成13年12月6日に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は売渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数		売出価額 の総額	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称等	摘要
普通株式	入札 方 式	入札によ る売出し	株	円	1. 上場前の公募増 資等を行うに際 しての手続き等 は、「上場前公 募等規則」によ り規定されてお ります。 2. 公募新株式の發 行を中止した場 合には、株式の 売出しも中止い たします。
		入札によ らない売 出し			
	ブックビルデ ィング方式	3,500	490,000,000	東京都武蔵野市吉祥寺東町 2 - 1 - 11 金子 修 3,500株	
計(総売出株式)		3,500	490,000,000		

- (注) 1. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件(130,000円～150,000円)の平均価格(140,000円)で算出した見込額であります。
2. 売出数については今後変更される可能性があります。

2. 売出しの条件

(1) 入札方式

イ . 入札による売出し

該当事項はありません。

ロ . 入札によらない売出し

該当事項はありません。

(2) ブックビルディング方式

売出価格	引受価格	申込期間	申込 株数単位	申込 証拠金	申込 受付場所	引受人の住所、氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	未定 (注)1.	自 平成13年 12月10日(月) 至 平成13年 12月13日(木)	株 1	未定 (注)1.	元引受契約 を締結する 証券会社の 本支店及び 営業所	東京都中央区八重洲 二丁目4番1号 新光証券株式会社	未定 (注)2.
摘要	<p>1. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。</p> <p>2. 売出株式は、全株引受人が引受価額にて買取ることといたします。</p> <p>3. 株券受渡期日は、平成13年12月18日(火)であります。株券は機構の業務規程第66条の3に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)予定日(平成13年12月18日(火))以降に証券会社を通じて株券が交付されます。</p> <p>4. 申込証拠金には、利息をつけません。</p> <p>5. 売出価格の決定方法は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要 6.7.と同様であります。</p> <p>6. 上記引受人の販売方針は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要 8.に記載した販売方針と同様であります。</p>						

- (注) 1. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金と同一といたします。
2. 元引受契約の内容、その他売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成13年12月6日)において決定いたします。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
3. 上記引受人と元引受契約を締結する予定であります。

第3 事業の概況等に関する特別記載事項

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の特別記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。

1. 当社の現状について

(1) 当社の事業内容について

当社は、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況」に詳述いたしますように、不動産投資顧問業を行っております。当社が行っている不動産投資顧問業の事業内容は以下の通りです。

事業内容

ファンド・マネジメント事業(投資管理・資金調達事業)

アセット・マネジメント事業

コ・インベストメント事業(自己投資事業)

(ファンド・マネジメント事業)

当社の業務は投資家のニーズに合わせた『投資ビジネスモデルとプラン』を提案して、不動産投資ファンドを組成することからはじまります。

(アセット・マネジメント事業)

購入した不動産(収益不動産中心)を各ファンドに組み込み、収益が最大になるように予め策定した建物のリニューアルプランや家賃の見直し、テナント誘致プラン等を効果的に実施して各不動産の価値を高めます。同時に、各ファンドにローン(ノンリコースローン)を調達して投資効率を飛躍的に高めます。これらハード及びソフト両面からの不動産の価値を高めるアセット・マネジメントに対して、それぞれのフェーズで投資家よりフィー(手数料)を得ることが出来るのです。

(コ・インベストメント事業)

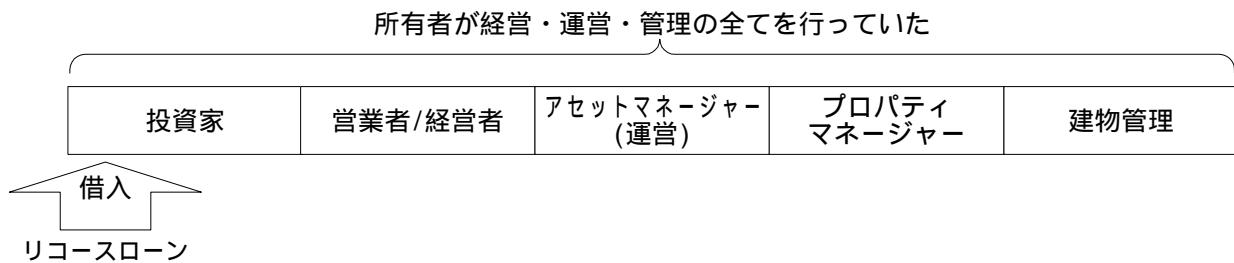
当社は各ファンドに対して全投資額の5%から10%の部分につき自己投資を行っています。これは、当社が単にアドバイザーの立場に終始することなく、他の投資家たちと同じ立場で自己資金を投入し、責任を持って各ファンドを管理するようにとの、他の投資家たちからの要請であり、欧米ではすでに商慣習として定着しております。

なお、商法上の匿名組合に関する規定では営業者あるいは実質営業者と見なされる当社が匿名組合員として投資することを認めませんのでこの自己投資形態は当社から各営業者への金銭消費貸借契約による貸付形態をとっております。

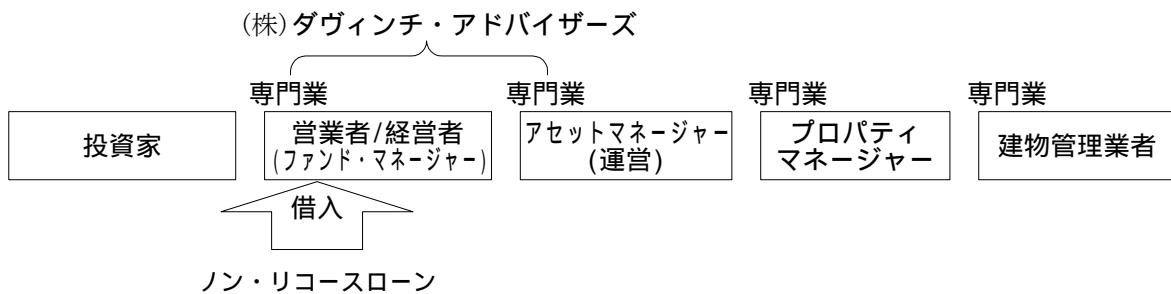
当社の行う不動産投資顧問業と、従来の日本の不動産投資事業との違いは以下の通りです。

日本の不動産投資の「今まで」と「今後」

・今まで(従来の日本型)



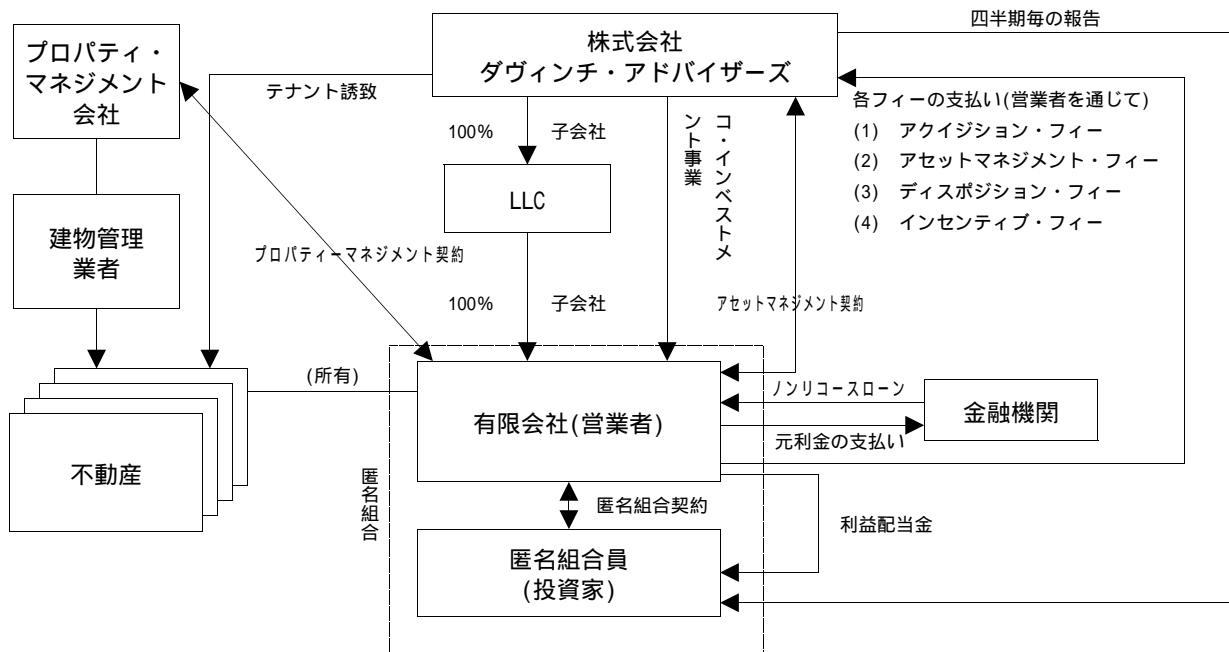
・今後(欧米型) 当社の行う投資顧問業



ノン・リコースローンとは、融資に伴う求償権の範囲を物的担保に限定するため、担保物件以外は遡及されないローンで、担保物件を売却して債権額に満たない場合でも、借り手はそれに対する一切の債務から免責されること。

事業系統図

当社の事業系統図は以下の通りです。



当社のファンズスキームは、商法上の「匿名組合」(注1)を利用したものです。

「匿名組合」の営業者たる有限会社と当社との間には、米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー(以下、単にLLCと略す)が挿入されています。

このLLCの機能は倒産隔離(注2)であります。

(注1) 「匿名組合」とは、事業を行う営業者と出資を行う匿名組合員との間の組合関係であります。事業を行うのはあくまでも営業者であり、匿名組合員は経営に参加せず、単なる出資者となります。また、特約がない限り、当初の出資額以上の負担を負うことはありません。

(注2) 「倒産隔離」とは一般的に、オリジネーターが倒産した場合に、資産の譲受人(SPV)がその資産に関する権利の行使をオリジネーターの債権者や管財人から妨げられないようにすることであります。さらに当社の場合には、各LLCを介在させることにより、各有限会社の倒産リスク等を遮断することができ、匿名組合出資者としての出資額以上のリスクを負わないことも意味しております。また、この「倒産隔離」が機能することにより、ノン・リコースローンの貸し手となる金融機関は取得担保(不動産)から他の債権者を確実に排除できることになります。

(注3) 本事業系統図に示されたLLC及び有限会社については、当社が100%出資しているものその他、当社代表取締役社長である金子修が100%出資しているLLC及び有限会社があります。詳しくは「2.会社組織の問題について(4)当社代表取締役社長である金子修が100%出資しているLLC及び有限会社について」をご参照頂きたいと存じます。

各有限会社は、商法上の匿名組合の営業者となり、以下の事業を行っております。

- A . 一般出資者から出資を募り、匿名組合契約を締結し、その出資金と金融機関からの借り入れで不動産を取得する。
- B . 営業者(各有限会社)名義で不動産を取得し、登記する。
- C . テナントを選定し、賃貸する。
- D . テナントから賃貸料収入を得る。また、匿名組合契約終了時、あるいは中途でも値上がり益が期待できる時には不動産を売却し、売却収入を得る。
- E . 賃貸事業または不動産の売却による金銭の分配および損益の分配を行う。

なお、各有限会社は上記事業を、当社との投資顧問契約に基づくアドバイスに従い実施しております。

また、実際の不動産の管理は、専門業者に委託しております。

管理を委託された専門業者は、各有限会社に対して、毎月物件の管理及び物件のキャッシュフロー、テナントの契約状況等の報告を行い、各有限会社は、上記の役務提供に対する対価として、保有するビルの賃料収入のうち3～5%を管理手数料として支払っております。

売上構成

当社の売上は、ファンド・マネジメント事業、アセット・マネジメント事業、コ・インベストメント事業により達成される手数料収入と自己投資収益で構成されます。

売上構成	内容
アクイジション・フィー	ファンドに組入れる不動産を取得することにより得られる手数料
アセットマネジメント・フィー	不動産の収益を高める管理、ファイナンスの導入に対して得られる手数料
ディスピジョン・フィー	管理不動産を売却することにより得られる手数料
インセンティブ・フィー	ファンド終了時において、管理するファンドが予想以上の成績を上げた場合に得られる手数料
アドバイザリー・フィー	その他、主に不動産投資関連コンサルティングに関する収益
コ・インベストメント (自己投資分収益)	ファンドに投資した分に対する収益

(2) 当社の事業に係わる法的規制

当社が行っている不動産投資顧問業は、フィービジネスであり、当社が直接必要とする許認可及び当社が直接影響を受ける法的規制はありません。ただし、当社が組成しているファンドを構成する各有限会社は以下の許認可又は法的規制を受けることになります。

各有限会社

各有限会社は、仮に国内投資家によりファンドを集め場合は「不動産特定事業法」に基づく許認可を必要としますが(信託受益権の場合は不要)、現在のところ、投資家がすべて非居住者のため、必要ありません。また、ファンドによっては組入れ不動産を頻繁に売買しますので、この場合には「宅地建物取引業法」に基づく東京都知事の免許が必要となり、取得している有限会社もあります。

当社子会社(J-REIT運用法人について)

平成12年11月末施行の「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、改正投信法)により会社型投資信託の運用対象資産に不動産の組み入れが可能となりました。すでにアメリカにおいて市場が形成されているREIT(REAL ESTATE INVESTMENT TRUST：不動産投資信託)の日本版(以下、J-REIT)が、既に東京証券取引所に上場されました。

当社においても新たに投資信託委託業者たる子会社を設立し、当該J-REITを行った場合には、改正投信法の規制を受けることになります。当該子会社は、具体的には、金融庁の認可が必要となるとともに、「宅地建物取引業法」に基づく東京都知事の免許及び取引一任代理等を行うための国土交通省の認可が必要となります。

当社におけるJ-REIT組成を目的に、投資信託委託業者たる子会社として株式会社ダヴィンチ・セレクトを平成13年5月22日に設立し、同年7月7日に「宅地建物取引業法」に基づく東京都知事の免許を、同年10月29日に取引一任代理等に係る国土交通省の認可を取得いたしました。

なお、株式会社ダヴィンチ・セレクトは、投信委託業者認可の認可取得(金融庁)を申請中であります。

2. 会社組織の問題について

(1) 代表者への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長である金子修であります。同氏は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や戦略の決定等、当社の事業活動上、重要な役割を果たしております。特に、不動産ファンド組成における資金調達において、同氏の不動産投資実績が投資家に対する信用となっている面は現状では否定できません。

今後、当社としての不動産投資実績を積み上げることにより、同氏個人の信用だけに依存することなく、当社として円滑に資金調達が可能になると考えておりますが、現時点で同氏が当社から離職する事態となった場合、当社の業績等に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 小規模組織であること

当社は、平成13年9月30日現在、役員6名(取締役3名・監査役3名)ならびに従業員18名(従業員兼務役員を含ます)と組織が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。したがって、役員はもとより、各従業員に業務遂行上の支障が生じた場合や社外流出した場合、当社の業務に支障が生じる恐れがあります。当社は、より組織的な社内管理体制を整備・運用するよう努めておりますが、今後の業務展開上、現状のままの社内管理体制では適切かつ充分な対応ができなくなる恐れがあります。

(3) 人材の獲得について

当社は不動産投資顧問業を行っており、業務遂行上、従業員には高度な専門的知識や語学力等が求められます。今後、当社がさらに拡大・発展するには上述した社内管理体制の構築と当社が希望するスキルを有した優秀な人材をいかに確保していくかが重要な課題となります。

人材を充分に確保出来ない場合、今後の事業展開に支障をきたす可能性があるとともに、業績にも影響を与える可能性があります。

(4) 当社代表取締役社長である金子修が100%出資しているLLC及び有限会社について

当社が行っている不動産投資顧問業におけるスキーム上のLLC及び各有限会社のうち、レオナルド,LLC、タスカニー,LLC、モデ一口,LLC、コーヨー,LLC の4社については当社代表取締役社長である金子修が100%出資しており、営業者である有限会社レオナルド、有限会社タスカニー、有限会社モデ一口、有限会社恒洋の4社については、各社がレオナルド,LLC、タスカニー,LLC、モデ一口,LLC、コーヨー,LLC よりそれぞれ100%出資を受けています。

これは、商法第246条(事後設立)等を検討の結果、当社が設立後2年を経過するまで、同氏が当社にかわり株主としてLLC及び有限会社を設立して、ファンドを組成したものであります。

ただし、当社は、他の有限会社と同様、当該各有限会社と投資顧問契約を締結し、他の投資顧問契約と同程度のフィーを受け取っており、当社に帰属すべき利益の流出又は本来は負担することのない損失の負担等のリスクはないものと認識しております。さらに、当社の得ている各フィーについては、欧米ではすでに適正な競争原理が働き、一定の幅はあるものの、ほぼ標準化された価額が存在し、この幅の中で投資家と交渉の結果決まるものであり、当社と同氏が保有する有限会社との間で自由に決められるものではありません。

また、LLCの基本契約において、各LLCの決議機関は、社外の第三者によって大多数を構成することとなっており、上述したリスクのない仕組みとなっております。

3. 経営成績の変動について

(1) 当社や業界の歴史が浅いことについて

当社は平成10年8月に不動産投資顧問業を開始いたしました。今まで、売上及び利益について、成長を継続しておりますが、日本における不動産投資顧問業界自体がこれからの業界と考えられ、当社における経営計画の策定根拠の中に不確実性が含まれることは確かです。また、期間業績比較を行うために十分な期間の財務数値が得られないため、過年度の経営成績のみでは、今後の当社の業績を予測するには不充分な面があります。

また、不動産投資信託(REIT)の解禁やSPC法の改正等、当社を取り巻く環境は流動的であり、現時点で当社が想定する収益見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後、当社が想定しえない支出・投融資等が生じる可能性があります。

以下、最近の業績動向を記載いたします。

主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第1期 平成10年12月	第2期 平成11年12月	第3期 平成12年12月
売上高 (千円)	44,399	209,964	500,852
経常利益又は経常損失 (千円)	2,077	80,782	251,672
当期純利益 (千円)	529	32,178	142,190
資本金 (千円)	10,000	10,000	670,000
発行済株式総数 (株)	200	200	4,700
純資産額 (千円)	10,529	42,708	848,659
総資産額 (千円)	32,481	129,277	989,448
従業員数 (名)	3	4	14
連結売上高 (千円)			500,852
連結経常利益 (千円)			247,660
連結当期純利益 (千円)			138,178
連結純資産額 (千円)			844,648
連結総資産額 (千円)			985,436

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は平成10年8月14日設立のため、第1期は平成10年8月14日から平成10年12月31日までの5ヶ月決算になります。
 また、第1期から第3期までの最近3事業年度の記載になります。
 3. 当社は第3期より連結財務諸表を作成しております。
 4. 上記期間中、第2期及び第3期につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けておりますが、第1期につきましては当該監査を受けておりません。
 5. 財務諸表等規則の改正により、第3期より税効果会計を適用しております。そのため、従来の税効果会計を適用しない場合と比較して、当期純利益は5,786千円多く、当期末処分利益は9,547千円多く計上されております。
 6. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。

(2) 競合について

当社は有限会社及び匿名組合を用いて、不動産ファンドを組成し、各投資家との間で各有限会社を経由してアドバイザリー契約等を締結し、安定したフィーを受け取っております。つまり、当社が行っている不動産投資顧問業はフィービジネスであります。

日本において、日本の不動産をターゲットにした日本法人たる不動産ファンダマネジャーは少なく、競合他社として特に認識している企業はありませんが、当社が属する不動産投資顧問業界におきましても、不動産証券化が活発になるにつれ、投資家の需要が急増し、今後急激に成長することが予想され、不動産会社及び信託銀行の不動産投資顧問部署、その他独立系の不動産投資顧問会社が近年多数設立されており、今後、不動産投資顧問業界は競争が激しくなることが予想されます。

また、投資顧問という点では、不動産投資顧問業者だけでなく、金融の自由化の中で、幅広い金融サービスを提供しようとする銀行、証券会社、有価証券の投資にかかる投資顧問業者等との競合が予想され、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の収益構造について

当社の売上高を構成する役務収益は、管理しているファンドの資産規模に対応するアセットマネジメント・フィー、ファンドに組入れる不動産の取得あるいは管理不動産の売却に伴うアクイジション・フィー及びディスポジション・フィー、運用成績に従い発生するインセンティブ・フィー等からなっております。従って、当社の収益は、当社が管理するファンドの規模、動きとそのタイミング(資産残高の変動、不動産の取得、管理不動産の売却の有無とその時期、規模)及び運用成績等の影響を受けます。ファンドの運営が当初のビジネスモデルあるいは年度利益計画通りに行かない場合、当社の売上高は大きく変動する可能性があります。

また、当社の売上原価及び販売費及び一般管理費は、人件費等固定費のウェイトが高いため、売上高の変動に伴い、営業利益以下の各利益も変動する可能性があります。

ファンド組成について

.運用ファンドについて

当社においては、平成10年8月会社設立以来、3年ではありますが、不動産投資に精通したスタッフのもつ豊富な情報力、資金調達力、価値判断力、分析能力等を駆使し、平成13年9月現在、日本国内において既に7本のファンドを組成し、投資家から高い評価を得ています。今後についても、投資家のニーズに合わせた「投資ビジネスプラン」を提案し、不動産投資ファンドを組成していくことを計画しておりますが、投資家の投資姿勢、金利・外国為替動向、不動産市場・賃貸市場の動向、投資顧問業者間の競合及び当社の運用成績等によっては、当社の想定するファンドが組成できない、あるいはファンド規模の縮小を余儀なくされる可能性があり、その場合、予想される収益が確保できなくなる可能性があります。

.投資家について

当社が行っている事業形態は、日本では未だ珍しいものであり、また、日本における不動産投資顧問業界自体がこれからの業界と考えられ、現在のところ、当社が組成・管理する不動産投資ファンドに対する投資家は、日本の機関投資家の投資実績はなく、そのすべてを欧米系の機関投資家により占められております。

当社といたしましては、今後、日本国籍の投資家を含めたバランスのよい投資家構成を目指し

ておりますが、不動産投資への慎重姿勢、投資顧問料を支払うことへの抵抗に加え、日本人投資家の出資を獲得するには時間がかかる可能性があります。従いまして、彼ら外国籍の機関投資家が、日本経済の先行きや日本の不動産投資市場に対し懸念を抱いた場合、投資を手控える可能性があり、その場合はファンドの本数や規模の減少にともない、ファンドマネジャーとしての当社が受け取るフィーの伸びが鈍化する可能性があります。

また、外国人投資家の場合、彼らの出資は為替変動リスクを負うことになります。彼らは資金運用のプロフェッショナルであり、充分な対策を実施していますが、円安トレンドの場合はファンドへの投資に積極的になり、逆に、円高トレンドの場合はファンドへの投資に消極的になる傾向にあり、当社収益に変動が生じる可能性があります。

物件取得について

今後、日本版不動産投資信託(J-REIT)の出現等により不動産の流動化がより活発化すると予想され、特に不動産の取得に関して競合先が数多く出現する可能性があります。その結果として、運用資産の取得が予定通りに進まない場合、アクイジション・フィー収入を予想通り確保できない可能性があり、加えて、預り資産(ファンド)が計画通りに積み上がらないことにより、予想するアセットマネジメント・フィーを確保できない可能性があります。また、運用資産獲得競争の結果としての優良不動産物件の値上がりは、アクイジション・フィー及びアセットマネジメント・フィーの増加要因とはなるものの、賃料収入に対する物件価格比率が低下することによるファンドの運用成績低下を来たし、現在及び将来のファンドの組成に影響を及ぼす可能性があります。

物件売却について

当社の投資ビジネスモデルにおいては、購入した不動産はある想定した時期に売却し、組入れ資産の入替、あるいはファンドを縮小・終了することを前提に計画しております。しかしながら、物件売却は、物件購入時より数年後になることが多く、あるいは、利益計画作成時と物件売却時に時間差が有ります。従って、売却時の不動産市況、不動産流動化の進展度及び陳腐化・劣化に伴なうその時点の物件の価値等によっては、売却予定物件を計画通りに売却できない可能性があります。その結果、予想するディスポジション・フィー等の収入を確保できない可能性があります。物件が売却できない場合、ディスポジション・フィーは売却価格の概ね0.5%であるのに対して、資産を保有し続けた場合、年間1%のアセットマネジメント・フィーが継続・維持される為、収益面ではむしろプラスに働くものの、当初の投資ビジネスプランを実現できず、ファンドの運用成績低下を来たし、現在及び将来のファンドの組成に影響を及ぼす可能性があります。

4. LLC及び営業者の営業状況ならびに財産状況が開示されないことについて

(1) 連結会計上の取扱について

当社の事業内容で示しましたように、当社の事業系統には、倒産隔離のためのLLCと匿名組合方式利用における「匿名組合」の営業者たる有限会社が介在します。このうち、当社が100%出資するLLCは、連結の対象しておりますが、そのLLCが100%出資し当社が間接的に出資する有限会社は、連結の範囲に含めておりません。当該有限会社は、主として匿名組合方式による不動産事業を行っている営業者であり、当該有限会社の資産及び損益の大部分は匿名組合員に帰属するもので、当該有限会社に帰属する資産及び損益は実質的に僅少であります。にもかかわらず、当該有限会社を連

結の範囲に含めた場合、当社の利害関係人(当社株式の投資家等)の判断を著しく誤らせる惧れがあると認められるため連結の範囲から除き、匿名組合員への利益分配後の損益及び剰余金・欠損金について、持分法により、当社の連結財務諸表に取込んでおります。有限会社が営業者となっている匿名組合については、当社の会計監査人により監査が行なわれており、当社の監査証明は、かかる匿名組合の監査結果を踏まえ監査意見が表明されております。

なお、金子社長が100%出資するLLC及びそのLLCが100%出資する有限会社については、子会社に該当しないため、連結の範囲及び持分法適用の範囲に含めておりません。

(2) 各ファンドの投資家及びテナントに対する守秘義務

当社の事業系統に係わるファンドに関しては、期末には当社の会計監査人により匿名組合の監査が実施され、四半期毎には当該会計監査人の提携先会計事務所により匿名組合の会計報告が各ファンドの投資家に対して行われております。しかしながら、当社株式の投資家等に対しては、各ファンドの投資家及びテナントに対する契約上の守秘義務があるため、当社の収益に影響を及ぼす、ファンドの資産残高、ファンド内での不動産の取得、売却等の情報(「当社の収益構造について」の項参照)は開示されません。当社株式への投資に関しては当該リスクがあることに留意を要します。

5. 関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有又は被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	金子 修	東京都武蔵野市		当社代表取締役社長	被所有直接45.0%			金銭の貸付け及び返済	237,732		
								利息の受取	2,087		
								手数料の受取	3,293		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	US International Advisors, LLC	米国テキサス州	150千ドル	不動産投資顧問業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	21,700		
								金銭借入の返済	16,705		
								利息の支払	52		
	(有)レオナルド	東京都中央区	79,600	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	120,496	売掛金	10,630
								賃料の支払	12,141		
								敷金の差入	-	未収入金	3,335
	(有)タスカニー	東京都中央区	7,200	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	51,481		
	(有)モデーラ	東京都中央区	15,900	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	106,625		
								敷金の差入	11,903	敷金及び保証金	11,903
	(有)恒洋	東京都新宿区	3,000	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	150,265		

(注) 1. 上記のうち、売掛金は消費税等を含み、それ以外の取引金額及び期末残高は消費税等を含まずに表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

3. ダヴィンチ・アドバイザーズ USA,LLC. は、平成12年9月において社名を US International Advisors, LLC. に変更しております。

4. 表中の計数は平成12年12月連結会計年度期のものである。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有又は被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(有)ソレント	東京都中央区	3,000	不動産業	所有間接100.0%	兼任 1人	当社の役務の提供先	金銭の貸付け	105,399	長期貸付金	105,399
								役務の提供	24,010		
								利息の受取	398	未収入金	398
子会社	(有)パローナ	東京都中央区	3,000	不動産業	所有間接100.0%	兼任 1人	当社の役務の提供先	金銭の貸付け	25,515	長期貸付金	25,515
								役務の提供	2,034		
								利息の受取	38	未収入金	38

(注) 1. 取引金額及び期末残高は消費税等を含まずに表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

3. 表中の計数は平成12年12月連結会計年度期のものである。

6. その他

(1) 配当政策について

当社は、設立して間もないこともあり、事業資金の流出を避けかつ内部留保の充実を図るため、全額内部留保とし、無配政策を継続してまいりました。今後も、企業体質の強化や投資の拡大等に備え、事業資金の確保を優先する方針ですが、株主への利益還元も重要な経営課題と認識しております。

当社は、PER(株価収益率)等を指標とし、株価を意識した経営を行うことが株主への利益還元と考えております。すなわち、配当ではなく、内部留保を高め、それを原資として当社が運用する形でPERを高める(株式時価の向上)ことが、株主への利益還元としてより望ましいと考えております。また、実質的な利益配当としての株式分割も積極的に実施する予定であります。

(2) 訴訟

現在、当社では訴訟事件を抱えておりません。しかし、各ファンドの営業者である有限会社は、テナントとの間で「立退き訴訟」や「敷金をめぐる訴訟」等、通常のビル賃貸業が直面する訴訟事件を抱えております。

ただし、当該、各有限会社が抱える訴訟により、当社が直接損失を被る可能性はありません。

(3) 当社代表取締役社長金子修の米国における過去の事業活動について

当社代表取締役社長金子修は昭和46年にインディアナ州立大学を卒業後、昭和47年Overseas Land Corporation(Hawaii)を設立し、日本企業向けに不動産の仲介及び開発業を始めました。長谷川工務店にハワイの不動産の仲介を行ったことを契機に昭和51年長谷川工務店(現 株式会社長谷工コーポレーション)(USA)に入社、不動産の買収・売却、マンションのリニューアル事業などで実績を上げました。

長谷川工務店退職後、昭和61年にKOAR Group, Inc.(以下KOAR社という)を設立。KOAR社では、事業推進のためにリミテッドパートナーを募り、不動産投資事業を中心に活躍しました。KOAR社が関与した不動産投資事業の中には会社更生法の適用を受けたものもありましたが、これらの件で金子個人が訴追されたことはなく、また、現在係争中のものはありません。

平成4年にリゾート会員権などを販売することを目的にSignature Resorts, Inc.(現 Sunterra Corporation)(以下Sunterra社という)を設立し、代表取締役会長に就任しました。Sunterra社は、業容を拡大し、平成8年に米NASDAQ上場を果たし、平成10年にはニューヨーク証券取引所に上場を果たしました。その時点で、経営の安定のためには当事業の専門家に経営を委ねた方が良いという取締役会の決定があり、同年代表取締役会長を外部から招聘した後継者に引継ぎ、自身は社外取締役に退きました。

Sunterra社は、その後、キャッシュフローの行き詰まりに陥り、平成12年5月にChapter11(日本の会社更生法に近い仕組みではあるが再生の可能性は格段に高い)を申請し、現在再建中であります。Sunterra社のChapter11申請に関し、会社及び監査担当の社外役員等が株主代表訴訟を受けておりますが、社外役員であった金子は訴訟の対象になっておりません。

金子は、Sunterra社の代表退任後、日本において平成10年8月ダヴィンチ・アドバイザーズ・ジャパン株式会社(現 当社)を設立し、米国で培ったビジネスモデルを駆使して、不動産投資顧問業を遂行しております。現在金子はSunterra社の社外役員をしていますが、原則月1度の電話による取締役会だけであり、業務遂行に何ら影響はありません。

第二部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成10年12月	平成11年12月	平成12年12月
(1) 連結経営指標等			
売上高 (千円)			500,852
経常利益 (千円)			247,660
当期純利益 (千円)			138,178
純資産額 (千円)			844,648
総資産額 (千円)			985,436
1株当たり純資産額 (円)			179,712.34
1株当たり当期純利益 (円)			60,498.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			
自己資本比率 (%)			85.71
自己資本利益率 (%)			16.36
株価収益率 (倍)			
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)			186,442
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)			188,699
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)			643,295
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)			737,606
従業員数 (名)			14
(2) 提出会社の経営指標等			
売上高 (千円)	44,399	209,964	500,852
経常利益又は経常損失 (千円)	2,077	80,782	251,672
当期純利益 (千円)	529	32,178	142,190
資本金 (千円)	10,000	10,000	670,000
発行済株式総数 (株)	200	200	4,700
純資産額 (千円)	10,529	42,708	848,659
総資産額 (千円)	32,481	129,277	989,448
1株当たり純資産額 (円)	52,649.90	213,543.28	180,565.94
1株当たり配当額 (円) (内 1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()
1株当たり当期純利益 (円)	2,649.90	160,893.38	62,254.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	32.42	33.04	85.77
自己資本利益率 (%)	5.03	75.34	16.75
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
従業員数 (名)	3	4	14

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は平成10年8月14日設立のため、第1期は平成10年8月14日から平成10年12月31日までの5ヶ月決算になります。また、第1期から第3期までの最近3事業年度の記載になります。
3. 当社は第3期より連結財務諸表を作成しております。
4. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場かつ非登録でありますので、記載しておりません。
6. 上記期間中、第2期及び第3期につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき監査証明を行うため、新日本監査法人の監査を受けておりますが、第1期につきましては当該監査を受けておりません。

7. 1株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
8. 財務諸表等規則の改正により、第3期より税効果会計を適用しております。そのため、従来の税効果会計を適用しない場合と比較して、当期純利益は5,786千円多く、当期末処分利益は9,547千円多く計上されております。
9. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
10. 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定日は平成13年11月22日)を行っておりますので、この影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、当該数値については新日本監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成10年12月	平成11年12月	平成12年12月
(1) 連結経営指標等			
1株当たり純資産額 (円)			17,971.23
1株当たり当期純利益 (円)			6,049.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			
(2) 提出会社の経営指標等			
1株当たり純資産額 (円)	5,264.99	21,354.33	18,056.59
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()
1株当たり当期純利益 (円)	264.99	16,089.34	6,225.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			

2. 沿革

平成10年8月 欧米型不動産投資顧問業の専門会社としてダヴィンチ・アドバイザーズ・ジャパン株式会社を資本金10,000千円で東京都港区西麻布一丁目3番4号に設立

平成10年11月 東京都新宿区新宿一丁目5番1号に本社移転

平成12年1月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズに社名変更

平成12年3月 資本金を40,000千円に増資

平成12年6月 資本金を100,000千円に増資

平成12年6月 資本金を270,000千円に増資
 バローナ・ジャパン、LLC(現、連結子会社)を設立
 (有)バローナ(現、持分法適用の非連結子会社)を設立
 ソレント、LLC(現、連結子会社)を設立
 (有)ソレント(現、持分法適用の非連結子会社)を設立

平成12年11月 東京都中央区東日本橋二丁目24番14号に本社移転

平成12年12月 資本金を670,000千円に増資

平成13年5月 (株)ダヴィンチ・セレクトを設立

3. 事業の内容

(1) 当社の事業内容について

当社は、不動産投資顧問業を行っております。当社が行っている不動産投資顧問業の事業内容は以下の通りです。

事業内容

ファンド・マネジメント事業(投資管理・資金調達事業)

アセット・マネジメント事業

コ・インベストメント事業(自己投資事業)

(ファンド・マネジメント事業)

当社の業務は投資家のニーズに合わせた『投資ビジネスモデルとプラン』を提案して、不動産投資ファンドを組成することからはじめます。

(アセット・マネジメント事業)

購入した不動産(収益不動産中心)を各ファンドに組み込み、収益が最大になるように予め策定した建物のリニューアルプランや家賃の見直し、テナント誘致プラン等を効果的に実施して各不動産の価値を高めます。同時に、各ファンドにローン(ノンリコースローン)を調達して投資効率を飛躍的に高めます。これはハード及びソフト両面からの不動産の価値を高めるアセット・マネジメントに対して、それぞれのフェーズで投資家よりフィー(手数料)を得ることが出来るのです。

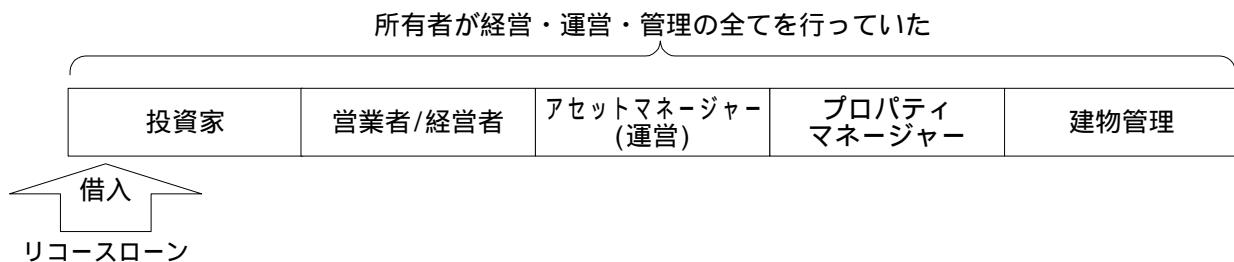
(コ・インベストメント事業)

当社は各ファンドに対して全投資額の5%から10%の部分につき自己投資を行っております。これは、当社が単にアドバイザーの立場に終始することなく、他の投資家たちと同じ立場で自己資金を投入し、責任を持って各ファンドを管理するようにとの、他の投資家たちからの要請であり、欧米ではすでに商慣習として定着しております。

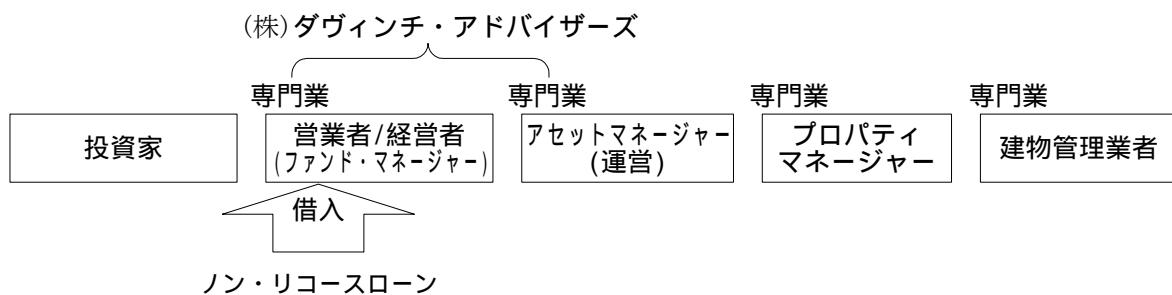
当社の行う不動産投資顧問業と、従来の日本の不動産投資事業との違いは以下の通りです。

日本の不動産投資の「今まで」と「今後」

・今まで(従来の日本型)



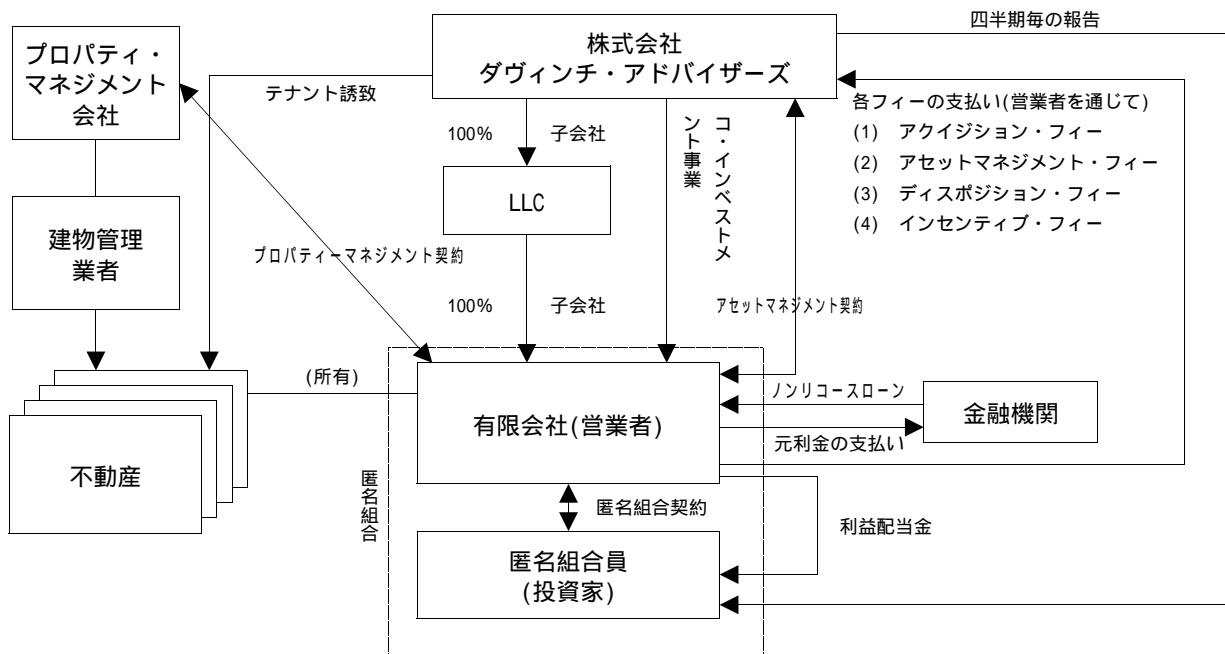
・今後(欧米型) 当社が行う投資顧問業



ノン・リコースローンとは、融資に伴う求償権の範囲を物的担保に限定するため、担保物件以外は遡及されないローンで、担保物件を売却して債権額に満たない場合でも、借り手はそれに対する一切の債務から免責されるローンのこと。

事業系統図

当社の事業系統図は以下の通りです。



当社のファンズスキームは、商法上の「匿名組合」(注1)を利用したものです。

「匿名組合」の営業者たる有限会社と当社との間には、米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー(以下、単にLLCと略す)が挿入されています。

このLLCの機能は倒産隔離(注2)であります。

(注1) 「匿名組合」とは、事業を行う営業者と出資を行う匿名組合員との間の組合関係であります。事業を行うのはあくまでも営業者であり、匿名組合員は経営に参加せず、単なる出資者となります。また、特約がない限り、当初の出資額以上の負担を負うことはありません。

(注2) 「倒産隔離」とは一般的に、オリジネーターが倒産した場合に、資産の譲受人(SPV)がその資産に関する権利の行使をオリジネーターの債権者や管財人から妨げられないようにすることであります。さらに当社の場合には、各LLCを介在させることにより、各有限会社の倒産リスク等を遮断することができ、匿名組合出資者としての出資額以上のリスクを負わないことも意味しております。また、この「倒産隔離」が機能することにより、ノン・リコースローンの貸し手となる金融機関は取得担保(不動産)から他の債権者を確実に排除できることになります。

(注3) 本事業系統図に示されたLLC及び有限会社については、当社が100%出資しているもの他に、当社代表取締役社長である金子 修が100%出資しているLLC及び有限会社があります。詳しくは「(4)当社代表取締役社長である金子 修が100%出資しているLLC及び有限会社について」をご参照頂きたいと存じます。

各有限会社は、商法上の匿名組合の営業者となり、以下の事業を行っております。

- A . 一般出資者から出資を募り、匿名組合契約を締結し、その出資金と金融機関からの借り入れで不動産を取得する。
- B . 営業者(各有限会社)名義で不動産を取得し、登記する。
- C . テナントを選定し、賃貸する。
- D . テナントから賃貸料収入を得る。また、匿名組合契約終了時、あるいは中途でも値上がり益が期待できる時には不動産を売却し、売却収入を得る。
- E . 賃貸事業または不動産の売却による金銭の分配および損益の分配を行う。

なお、各有限会社は上記事業を、当社との投資顧問契約に基づくアドバイスに従い実施しております。

また、実際の不動産の管理は、専門業者に委託しております。

管理を委託された専門業者は、各有限会社に対して、毎月物件の管理及び物件のキャッシュ・フロー、テナントの契約状況等の報告を行い、各有限会社は、上記の役務提供に対する対価として、保有するビルの賃料収入のうち3～5%を管理手数料として支払っております。

売上構成

当社の売上は、ファンド・マネジメント事業、アセット・マネジメント事業、コ・インベストメント事業により達成される手数料収入と自己投資収益で構成されます。

売上構成	内容
アクイジション・フィー	ファンドに組入れる不動産を取得することにより得られる手数料
アセットマネジメント・フィー	不動産の収益を高める管理、ファイナンスの導入に対して得られる手数料
ディスピジョン・フィー	管理不動産を売却することにより得られる手数料
インセンティブ・フィー	ファンド終了時において管理するファンドが予想以上の成績を上げた場合に得られる手数料
アドバイザリー・フィー	4つのフィー以外の一過性の不動産コンサルティングに関する収益
コ・インベストメント(自己投資分収益)	ファンドに投資した分に対する収益

(2) 投資家について

現在のところ、当社が組成・管理する不動産ファンドに対する投資家は、そのすべてを欧米系の機関投資家による占められております。したがいまして、彼ら外国籍の機関投資家が、日本経済の先行きや日本の不動産投資市場に対し懸念を抱いた場合、投資を手控える可能性があります。

当社といたしましては、今後、日本国籍の投資家を含めたバランスのよい投資家構成を目指しておりますが、現状では、上記の様に外国籍の機関投資家が不動産ファンドへの投資を手控える可能性があり、その場合はファンドの本数や規模の減少にともない、ファンドマネジャーとしての当社が受け取るフィーが減少する可能性があります。

また、外国人投資家の場合、彼らの出資は為替変動リスクを負うことになります。彼らは資金運用のプロフェッショナルであり、充分な対策を実施していますが、円安トレンドの場合はファンドへの投資に積極的になり、逆に、円高トレンドの場合はファンド内の各不動産の早期売却(EXIT)等、ファンド縮小を望む傾向にあります。

当社といたしましては、各段階でフィーを受け取る立場であり、結局のところ、ファンドが拡大すればアクイジションフィー及びアセットマネジメントフィーが、ファンドが縮小すればディスポジションフィー及びインセンティブフィーが増収となりますので、為替変動による実質的な業績への影響は軽微と考えております。しかし、その収益内容に変化が生じる可能性があります。

(3) 当社の事業に係わる法的規制

当社が行っている不動産投資顧問業は、フィービジネスであり、当社が直接必要とする許認可及び当社が直接影響を受ける法的規制はありません。ただし、当社が組成しているファンドを構成する各有限会社は以下の許認可又は法的規制を受けることになります。

各有限会社

各有限会社は、仮に国内投資家によりファンドを集める場合は「不動産特定事業法」に基づく許認可を必要としますが(信託受益権の場合は不要)、現在のところ、投資家がすべて非居住者のため、必要ありません。また、ファンドによっては組入れ不動産を頻繁に売買しますので、この場合には「宅地建物取引業法」に基づく東京都知事の免許が必要となり、取得している有限会社もあります。

当社子会社(J-REIT運用法人について)

平成12年11月末施行の「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、改正投信法)により会社型投資信託の運用対象資産に不動産の組み入れが可能となりました。すでにアメリカにおいて市場が形成されているREIT(REAL ESTATE INVESTMENT TRUST：不動産投資信託)の日本版(以下、J-REIT)が、既に東京証券取引所に上場されました。

当社においても新たに投資信託委託業者たる子会社を設立し、当該J-REITを行った場合には、改正投信法の規制を受けることになります。当該子会社は、具体的には、金融庁の認可が必要となるとともに、「宅地建物取引業法」に基づく東京都知事の免許及び取引一任代理等を行うための国土交通省の認可が必要となります。

当社におけるJ-REIT組成を目的に、投資信託委託業者たる子会社として株式会社ダヴィンチ・セレクトを平成13年5月22日に設立し、同年7月7日に「宅地建物取引業法」に基づく東京都知事の免許を、同年10月29日に取引一任代理等に係る国土交通省の認可を取得いたしました。

なお、株式会社ダヴィンチ・セレクトは、投信委託業者認可の認可取得(金融庁)を申請中であります。

(4) 当社代表取締役社長である金子 修が100%出資しているLLC及び有限会社について

当社が行っている不動産投資顧問業におけるスキーム上のLLC及び各有限会社のうち、レオナルド、 LLC、タスカニー、 LLC、モデーロ、 LLC、コヨー、 LLCの4社については当社代表取締役社長である金子 修が100%出資しており、営業者である有限会社レオナルド、有限会社タスカニー、有限会社モデーロ、有限会社恒洋の4社については、各社がレオナルド、 LLC、タスカニー、 LLC、モデーロ、 LLC、コヨー、 LLCよりそれぞれ100%出資を受けています。

これは、商法第246条(事後設立)等を検討の結果、当社が設立後2年を経過するまで、同氏が当社にかわり株主としてLLC及び有限会社を設立して、ファンドを組成したものであります。

ただし、当社は、他の有限会社と同様、当該各有限会社と投資顧問契約を締結し、他の投資顧問契約と同程度のフィーを受け取っており、当社に帰属すべき利益の流出又は本来は負担することのない損失の負担等のリスクはないものと認識しております。さらに、当社の得ている各フィーについては、欧米ではすでに適正な競争原理が働き、一定の幅はあるものの、ほぼ標準化された価額が存在し、この幅の中で投資家と交渉の結果決まるものであり、当社と同氏が保有する有限会社との間で自由に決められるものではありません。

また、LLCの基本契約において、各LLCの決議機関は、社外の第三者によって大多数を構成することとなっており、上述したリスクのない仕組みとなっております。

4. 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容	摘要
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)		
(連結子会社) ソレント,LLC	アメリカ合衆国 デラウェア州	5,400	匿名組合の営業者である有限会社の設立・出資	100		匿名組合の営業者である有限会社の所有者である	
パローナ・ジャパン,LLC	アメリカ合衆国 デラウェア州	5,400	匿名組合の営業者である有限会社の設立・出資	100		匿名組合の営業者である有限会社の所有者である	

5. 従業員の状況

(1) 連結会社の状況

(平成13年9月30日現在)

事業部門の名称	従業員数(名)
アクイジション	3
アセットマネジメント	8
ファイナンス&オペレーションズ	7
合計	18

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 事業の種類別セグメントを記載していないため、事業部門別の従業員数を示しております。
 3. 従業員数が最近1年間において4名増加いたしましたのは、事業規模拡大に伴う採用によるものであります。
 4. ファイナンス&オペレーションズは、経理、総務、人事部他を包括する部門です。

(2) 提出会社の状況

(平成13年9月30日現在)

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
18	36才3ヶ月	11ヶ月	7,527,190円

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数が最近1年間において4名増加いたしましたのは、事業規模拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

(1) 業績

第3期連結会計年度(自平成12年1月1日 至平成12年12月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済見通しの甘さに加え、景気対策に対する具体的思索の欠如から、依然として低迷を続けております。

不動産投資顧問業としての当社グループが最も影響を受ける不動産業界も法制度や税制の改革が不十分な為、不良債権処理の立ち遅れとあいまってバブルの後遺症を抜け出せずにおります。賃貸ビル業界におきましては、顕著な二極化が進行しつつあります。都心では、新しい高品質ビルの賃料は強含みに推移し、空室率も確実に下がっており、一方、築年率が古く、立地に問題があるビルは、依然空室をかかえ経費に見合う十分な賃料を確保しておりません。

このような経済環境のもとですが、当社グループは迅速なデューデリジェンス(不動産適正評価手続)と正確なアンダーライティングにより、当連結会計年度は都心を中心に築年率の新しい高品質のビルを15棟、ファンドをとおして取得しました。これにより、アクイジション・フィーとアセットマネジメント・フィーの増大につながりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は500,852千円、経常利益は247,660千円、当期純利益は138,178千円をあげることができました。

なお、当連結会計年度が連結財務諸表作成の初年度であるため、前連結会計年度との比較については記載しておりません。

第4期中間連結会計期間(自平成13年1月1日 至平成13年6月30日)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は引き続き、政府の経済見通しの甘さに加え、期待された小泉政権のもとではありましたが景気対策に対する具体的施策の欠如と実行の遅れから、依然として低迷を続けております。

不動産投資顧問業としての当社が最も影響を受ける不動産業界も法制度や税制の改革が不十分な為、不良債権処理の立ち遅れとあいまってバブルの後遺症を抜け出せずにおります。賃貸ビル業界におきましては、顕著な二極化が進行しつつあります。都心では、新しい高品質ビルの賃料は強含みに推移し、空室率も確実に下がっており、一方、築年数が古く、立地に問題があるビルは、依然空室をかかえ経費に見合う十分な賃料売上を確保していません。

このような経済環境のもと、当中間連結会計期間は、前年同様に季節的要因からファンドに組み入れる収益不動産の取得が下半期に集中することから主にアセットマネジメント・フィーの計上にとどまりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は239,654千円となり、その内訳はアクイジション・フィー28,684千円、アセットマネジメント・フィー204,023千円、ディスピジョン・フィー1,546千円及びアドバイザリー・フィー5,400千円되었습니다。

ただし、下半期には200億円以上のファンドにおける物件取得が見込まれており、これによるアクイジション・フィーの寄与から当期通期の売上利益計画ともに達成できる見込みであります。

事業の種類別セグメントにつきましては、当中間連結会計期間において、当連結グループは不動産投資顧問業のみを営んでおり、当該事業以外に事業がないため、事業の種類別セグメントの区別による記載は行っておりません。

所在地別セグメントにつきましては、当中間連結会計期間において、本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの区別による記載は、省略しております。

当中間連結会計期間は「中間連結財務諸表制度」の導入初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期連結会計年度(自平成12年1月1日 至平成12年12月31日)

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は投資活動により減少したものの、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの増加により当連結会計年度は737,606千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

売上高増加により税金等調整前当期純利益246,265千円及び法人税等の支払額66,888千円を計上したために、営業活動の結果得られた資金は186,442千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

子会社に対する貸付金が増加したために、投資活動の結果使用した資金は188,699千円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主割当増資及び第三者割当増資の株式発行による収入のために、財務活動の結果得られた資金は643,295千円となりました。

なお、営業活動、投資活動及び財務活動による各キャッシュ・フローについては、当連結会計年度が連結キャッシュ・フロー計算書作成の初年度であるため、前年同期比較については記載を行っておりません。

第4期中間連結会計期間(自平成13年1月1日 至平成13年6月30日)

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は投資活動の結果使用した資産が増加し、また営業活動の結果使用した資産も増加したことにより、前連結会計年度末残高分737,606千円より304,237千円減少し、当中間連結会計期間末には、433,369千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

売上高増加の鈍化により税金等調整前中間純利益26,227千円及び法人税等の支払額93,007千円を計上し、営業活動の結果使用した資金は111,378千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

子会社に対する貸付金が増加したために、投資活動の結果使用した資金は192,858千円となりました。

なお、当中間連結会計期間から「中間連結キャッシュ・フロー計算書」を作成しておりますため、キャッシュ・フローの状況についての前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 生産、受注及び販売の状況

(1) 生産実績

当社は不動産投資顧問業を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

前項の理由により、当社は受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はファンドを組成することと、ファンドに組み込まれた不動産を総合的に管理することにより下記フィー(手数料)を受け取ります。その売上の内訳は下記の通りです。

(単位：千円)

区分	第3期連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
	金額	金額
アクイジション・フィー	202,250	28,684
アセットマネジメント・フィー	252,664	204,023
ディスピジョン・フィー		1,546
インセンティブ・フィー		
アドバイザリー・フィー	45,938	5,400
コ・インベストメント(自己投資分収益)		
合計	500,852	239,654

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第3期連結会計年度は連結ベースで作成する初年度であるため、前年同期比は記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

(単位：千円)

相手先	第3期連結会計年度		第4期中間連結会計期間	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
(有)恒洋	150,265	30.0	61,803	25.8
(有)レオナルド	120,496	24.1	58,879	24.6
(有)パローナ			39,437	16.5
(有)モデ一口	106,625	21.3	38,242	16.0
(有)タスカニー	51,481	10.3	25,740	10.7

(注) なお、第3期連結会計年度は連結ベースで作成する初年度であるため、第2期連結会計年度の

「主な相手先別販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」は記載しておりません。

3. 対処すべき課題

現在、欧米を中心に不動産や債権の流動化が急速に進んでおり、今後、日本の不動産投資市場も急激に拡大すると予測されております。その中で、当社は、不動産投資顧問のプロフェッショナルとして、当社代表取締役社長である金子 修が米国において行ってきた不動産投資事業をモデルとして事業を推進しております。

今後も、米国にて成功したスキームを日本において実現し、投資家のニーズに合わせた「投資ビジネスモデルとプラン」を提案し、不動産ファンドを組成したうえで、専門的知識・経験等を駆使し、各不動産の生み出す収益を極限まで高めるアドバイザリー業務を行います。

そして、不動産業界および投資家の間で、ダヴィンチ・アドバイザーズとしてのコーポレート・ブランド(注1)を確立させ、日本における不動産投資顧問業のリーディングカンパニーとして広く認知されることを目標として活動しております。

昨今、日本においても、不動産の証券化等による流動化の動きが活発化しております。しかしながら、法令やビジネススキーム等のインフラ整備が充分でなく、不動産投資市場はまだ一般的な市場となっていないのが現状であります。

不動産投資信託(REIT)の解禁やSPC法改正等のインフラ整備の進行にともない、今後、投資家がより投資し易いビジネススキームの提供と、明瞭なディスクローズ体制を確立することにより、不動産投資市場の信頼性を向上させ、更にその中の、不動産投資顧問業としての当社のコーポレート・ブランドの確立が重要と考えております。

(注1) コーポレート・ブランドについて

(1) 当社は、ファンドマネジメントとアセットマネジメントに特化した専門性の高い不動産投資顧問業者である事

(2) 当社(ダヴィンチ)の管理するビルの特徴として

綺麗・清潔でセンスが良い

積極的に設備が行われるためつねに良好な住環境が保たれている

敷金の保全が行われている

などがあげられます。

上記を当社のコーポレート・ブランドとして株主、投資家、テナント、仲介業者の皆様に浸透させるべく努力しております。

4. 経営上重要な契約等

特記すべき事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

第3期連結会計年度(自平成12年1月1日 至平成12年12月31日)

当連結会計年度における設備投資については、本社移転に伴う建物附属設備の新設(11,184千円)とパソコン及び周辺機器の購入(10,373千円)であります。

なお、当連結会計期間中には重要な影響を及ぼす設備の売却・除却はありません。

第4期中間連結会計期間(自平成13年1月1日 至平成13年6月30日)

当中間連結会計期間における設備投資は、建物附属設備の新設(175千円)とパソコン及び周辺機器の購入(2,404千円)であります。

なお、当中間連結会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2. 主要な設備の状況

(1) 提出会社

(平成13年6月30日現在)(単位:千円)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価格			従業員数 (名)	摘要
		建物 及び構築物	器具 及び備品	合計		
本社(注2) (東京都中央区)	建物附属設備及び 情報通信機器等	11,227	17,588	28,815	18	(注1)

(注1) 事業の種類別セグメント単位の記載が困難なため、「事業の種類別セグメントの名称」については記載を省略しております。

(注2) 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

(単位:千円)

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料	摘要
本社 (東京都中央区)	事務所	12,141	賃借

3. 設備の新設、除却等の計画(平成13年9月30日現在)

該当事項はありません。

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

種類	会社が発行する株式の総数
普通株式	188,000株
計	188,000株

(注) 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定日は平成13年11月22日)を行っております。これにより会社が発行する株式の総数は169,200株増加し、会社が発行する株式の総数は188,000株となります。

発行済株式	種類	発行数	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	摘要
	普通株式	47,000株	非上場・非登録	(注)
	計	47,000株		

(注1) 発行済株式は、全て議決権を有しております。

(注2) 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定日は平成13年11月22日)を行っております。これにより株式数は42,300株増加し、発行済株式総数は47,000株となります。

(2) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成10年8月14日	200	200	千円 10,000	千円 10,000	千円	千円	会社設立
平成12年3月3日	600	800	千円 30,000	千円 40,000			有償株主割当 1 : 3 600株 発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円
平成12年6月1日	1,200	2,000	千円 60,000	千円 100,000			有償株主割当 1 : 1.5 1,200株 発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円
平成12年6月30日	1,700	3,700	千円 170,000	千円 270,000			有償第三者割当 (注1) 1,700株 発行価格 100,000円 資本組入額 100,000円
平成12年12月23日	1,000	4,700	千円 400,000	千円 670,000			有償第三者割当 (注2) 1,000株 発行価格 400,000円 資本組入額 400,000円
平成13年11月22日	42,300	47,000		千円 670,000			株式分割 1 : 10 (注3)

(注1) 主な割当先は、当社役員5名、従業員7名、その他4名であります。

(注2) 主な割当先は、当社役員1名、従業員1名、投資事業組合員2名、その他9名であります。

(注3) 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定日は平成13年11月22日)を行っております。これにより株式数は42,300株増加し、発行済株式総数は47,000株となります。

(3) 所有者別状況

(平成13年9月30日現在)

区分	株式の状況							端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計	
株主数	人			2	9 (5)	19	30	
所有株式数	株			200	2,053 (218)	2,447	4,700	
割合	%			4.2	43.7 (4.6)	52.1	100	

(注) 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定日は平成13年11月22日)を行っております。これにより株式数は42,300株増加し、発行済株式総数は47,000株となります。

(4) 議決権の状況

(平成13年9月30日現在)

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		端株数	摘要
		自己株式等	その他		
	株	株	株 4,700	株	

(注) 平成13年11月6日開催の取締役会において、普通株式1株を10株に分割する決議(効力発生予定日は平成13年11月22日)を行っております。これにより株式数は42,300株増加し、発行済株式総数は47,000株となります。

自己株式等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数に対する所有株式数の割合	摘要
	氏名又は名称	住所	自己名義	他人名義	計		
			株	株	株	%	
	計						

(5) ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

2. 自己株式の取得等の状況

[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買付け等の状況]

(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(2) 当決議期間における自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

[資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況]

(1) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

該当事項はありません。

(2) 当決議期間における自己株式の買受け等の状況

該当事項はありません。

3. 配当政策

当社は、設立して間もないこともあり、事業資金の流出を避けかつ内部留保の充実を図るため、全額内部留保とし、無配政策を継続してまいりました。今後も、企業体質の強化や投資の拡大等に備え、事業資金の確保を優先する方針ですが、株主への利益還元も重要な経営課題と認識しております。

当社は、PER(株価収益率)等を指標とし、株価を意識した経営を行うことが株主への利益還元と考えております。すなわち、配当ではなく、内部留保を高め、それを原資として当社が運用する形でPERを高める(株式時価の向上)ことが、株主への利益還元としてより望ましいと考えております。また、実質的な利益配当としての株式分割も積極的に実施する予定であります。

4. 株価の推移

当社株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

5. 役員の状況

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
代表取締役社長	金子修 (昭和22年6月21日生)	昭和46年6月 インディアナ州立大学マーケティング部卒業 昭和46年9月 パシフィック・トレーディング社入社 昭和47年10月 Overseas Land Corporation (Hawaii) 設立、代表取締役就任 昭和51年9月 長谷川工務店(現株式会社長谷工コーポレーション)(USA), Inc.入社 昭和61年10月 KOAR Group, Inc.設立、代表取締役就任(現任) 平成4年6月 Signature Resorts, Inc. (現 Sunterra Corporation)設立、代表取締役会長就任 平成10年8月 ダヴィンチ・アドバイザーズ・ジャパン株式会社(現株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ)を設立、取締役社長就任 平成10年10月 Signature Resorts, Inc. (現 Sunterra Corporation)社外取締役 平成12年1月 当社代表取締役社長就任(現任)	株 21,170
取締役 (チーフ・アセット・マネージャー)	樋本典人 (昭和37年7月20日生)	昭和62年3月 上智大学法学部卒業 昭和62年4月 鹿島建設株式会社 海外法人統括部入社 平成10年10月 有限会社レオナルド入社 平成12年1月 当社入社、取締役就任(現任)	350
取締役 (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)	阿部尚志 (昭和26年7月30日生)	昭和49年3月 慶應義塾大学工学部計測工学科卒業 昭和49年4月 石川島播磨重工業株式会社入社 昭和51年8月 オリエントリース株式会社(現オリックス株式会社)入社 昭和55年9月 シティコーブクレディット株式会社入社 平成5年2月 同社代表取締役就任 平成11年5月 株式会社サンテラジャパン入社 平成12年6月 当社入社、取締役就任(現任)	200
常勤監査役	川瀬總一郎 (昭和22年8月6日生)	昭和45年3月 千葉工業大学建築工学部卒業 昭和45年4月 株式会社長谷川工務店(現株式会社長谷工コーポレーション)入社 平成4年11月 同社、資産販売部部長 平成10年8月 当社入社、代表取締役就任 平成12年4月 当社、監査役就任(現任)	200
監査役	安田幸一 (昭和41年10月30日生)	昭和63年10月 港監査法人(現新日本監査法人)入所 平成元年3月 中央大学法学部卒業 平成3年3月 公認会計士試験第3次試験合格 平成12年5月 安田公認会計士事務所開設(現任) 平成12年6月 当社、監査役就任(現任)	
監査役	船橋茂紀 (昭和40年5月27日生)	平成元年3月 中央大学法学部卒業 平成5年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) さくら共同法律事務所入所 平成12年1月 ノイエスト総合法律事務所開設(現任) 平成12年6月 当社、監査役就任(現任)	
計	6名		21,920

(注) 監査役安田幸一及び船橋茂紀は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5 経理の状況

1. 連結財務諸表等及び財務諸表等の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、また中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき、また中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第2期事業年度(平成11年1月1日から平成11年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第3期事業年度(平成12年1月1日から平成12年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期事業年度(平成11年1月1日から平成11年12月31日まで)、当連結会計年度(平成12年1月1日から平成12年12月31日まで)及び第3期事業年度(平成12年1月1日から平成12年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表並びに第4期中間連結会計期間(平成13年1月1日から平成13年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び第4期中間会計期間(平成13年1月1日から平成13年6月30日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人により監査及び中間監査を受けております。

その監査報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び財務諸表の直前にそれぞれ掲げております。

3. 連結財務諸表について

当社は、第2期事業年度においては、連結財務諸表規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	4.6%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
剰余金基準	0.0%

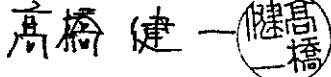
監査報告書

平成13年11月14日

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

代表取締役社長 金子修 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高橋 健一
関与社員 

代表社員 公認会計士 佐々木誠一
関与社員 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成12年1月1日から平成12年12月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ及び連結子会社の平成12年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

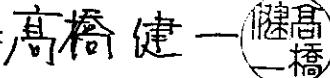
以上

中間監査報告書

平成 13 年 11 月 14 日

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子修殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員 公認会計士 高橋 健一



代表社員 関与社員 公認会計士 佐々木誠一



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ及び連結子会社の平成 13 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当中間連結会計期間より追加情報の注記に記載のとおり、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以上

1. 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	当連結会計年度 (平成12年12月31日現在)	
		金額	構成比 %
(資産の部)			
流動資産			
1. 現金及び預金		737,606	
2. 受取手形及び売掛金		10,630	
3. 繰延税金資産		9,547	
4. その他		31,424	
流動資産合計		789,209	80.1
固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物及び構築物		11,184	
減価償却累計額		132	11,052
(2) 器具及び備品		19,561	
減価償却累計額		4,376	15,184
有形固定資産合計		26,237	2.7
2. 無形固定資産			
(1) ソフトウェア		1,383	
無形固定資産合計		1,383	0.1
3. 投資その他の資産			
(1) 長期貸付金		130,915	
(2) その他	1	37,691	
投資その他の資産合計		168,606	17.1
固定資産合計		196,227	19.9
資産合計		985,436	100.0

(単位：千円)

科目	期別	当連結会計年度 (平成12年12月31日現在)	
		金額	構成比 %
(負債の部)			
流動負債			
1. 未払法人税等		95,105	
2. その他		45,683	
流動負債合計		140,788	14.3
負債合計		140,788	14.3
(資本の部)			
資本金		670,000	68.0
連結剰余金		174,648	17.7
資本合計		844,648	85.7
負債及び資本合計		985,436	100.0

中間連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第4期中間連結会計期間末 (平成13年6月30日現在)	
		金額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
1. 現金及び預金		433,369	
2. 受取手形及び売掛金		52,534	
3. その他		26,123	
流動資産合計		512,027	57.3
固定資産			
1. 有形固定資産		28,815	3.2
2. 無形固定資産		5,589	0.7
3. 投資その他の資産			
(1) 長期貸付金		309,595	
(2) その他		37,144	
投資その他の資産合計		346,739	38.8
固定資産合計		381,144	42.7
資産合計		893,172	100.0
(負債の部)			
流動負債			
1. 未払法人税等		14,904	
2. その他		26,519	
流動負債合計		41,423	4.6
負債合計		41,423	4.6
(資本の部)			
資本金		670,000	75.0
連結剰余金		181,748	20.4
資本合計		851,748	95.4
負債及び資本合計		893,172	100.0

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
		金額	百分比 %
売上高		500,852	100.0
売上原価		79,896	16.0
売上総利益		420,956	84.0
販売費及び一般管理費	1	172,329	34.4
営業利益		248,627	49.6
営業外収益			
1. 受取利息		2,548	
2. 受取手数料		3,293	5,842 1.2
営業外費用			
1. 支払利息		52	
2. 持分法による投資損失		4,011	
3. 新株発行費		2,696	
4. その他		48	6,808 1.4
経常利益		247,660	49.4
特別損失			
1. 固定資産除却損	2	1,395	1,395 0.2
税金等調整前当期純利益		246,265	49.2
法人税、住民税及び事業税		113,873	
法人税等調整額		5,786	108,087 21.6
当期純利益		138,178	27.6

中間連結損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)	
		金額	百分比 %
売上高		239,654	100.0
売上原価		75,837	31.6
売上総利益		163,816	68.4
販売費及び一般管理費		137,217	57.3
営業利益		26,599	11.1
営業外収益			
1. 受取利息		2,066	
2. その他		1,791	3,858
営業外費用			
1. 持分法による投資損失		4,196	
2. その他		33	4,229
経常利益		26,227	10.9
税金等調整前中間純利益		26,227	10.9
法人税、住民税及び事業税		12,806	
法人税等調整額		1,070	13,877
中間純利益		12,350	5.2

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	期別	当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
		金額	
連結剰余金期首残高			
1. 連結剰余金期首残高		32,708	
2. 過年度税効果調整額		3,761	36,469
当期純利益			138,178
連結剰余金期末残高			174,648

中間連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	期別	第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)	
		金額	
連結剰余金期首残高			174,648
連結剰余金減少高			
1. 役員賞与		5,250	5,250
中間純利益			12,350
連結剰余金中間期末残高			181,748

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	期別	当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
		金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 税金等調整前当期純利益		246,265
2. 減価償却費		2,909
3. 受取利息		2,548
4. 支払利息		52
5. 持分法による投資損失		4,011
6. 有形固定資産除却損		1,395
7. 売上債権の増加額		10,630
8. その他流動資産の増加額		14,123
9. 未払消費税等の増加額		6,838
10. その他流動負債の増加額		17,632
小計		251,803
11. 利息及び配当金の受取額		2,110
12. 利息の支払額		583
13. 法人税等の支払額		66,888
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 有形固定資産の取得による支出		21,558
2. 無形固定資産の取得による支出		1,602
3. 貸付けによる支出		368,647
4. 貸付金の回収による収入		237,732
5. 出資金の払込による支出		13,800
6. その他		20,822
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1. 短期借入金の返済による支出		16,705
2. 株式の発行による収入		660,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額		643,295
現金及び現金同等物の増加額		641,038
現金及び現金同等物の期首残高		96,568
現金及び現金同等物の期末残高		737,606

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	期別	第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 税金等調整前中間純利益		26,227
2. 減価償却費		3,745
3. 受取利息		2,066
4. 持分法による投資損失		4,196
5. 売上債権の増加額		41,904
6. その他流動資産の減少額		15,826
7. 未払消費税等の減少額		10,719
8. その他流動負債の減少額		8,444
9. 役員賞与の支払額		5,250
小計		18,389
10. 利息及び配当金の受取額		18
11. 法人税等の支払額		93,007
営業活動によるキャッシュ・フロー		111,378
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 有形固定資産の取得による支出		5,905
2. 無形固定資産の取得による支出		4,624
3. 貸付けによる支出		189,829
4. 貸付金の回収による収入		7,500
投資活動によるキャッシュ・フロー		192,858
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の減少額		304,237
現金及び現金同等物の期首残高		737,606
現金及び現金同等物の中間期末残高		433,369

連結財務諸表作成のための基本となる事項

項目	期別 当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 主要な連結子会社の名称 「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 ソレント, LLC及びバローナ ジャパン, LLCは、平成12年8月の取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 イル・カヴァーロ, LLC バリストア, LLC パレルモ ジャパン, LLC (有)イル・カヴァーロ (有)バリストア (有)ソレント (有)バローナ (有)パレルモ 連結の範囲から除いた理由 イル・カヴァーロ, LLCほか2社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び剰余金は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 (有)イル・カヴァーロほか4社は、主として匿名組合契約方式による不動産事業を行っている営業者であり、当該子会社に帰属する資産及び損益は実質的に僅少であるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 2社 主要な会社の名称 (有)ソレント (有)バローナ</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社の名称 イル・カヴァーロ, LLC バリストア, LLC パレルモ ジャパン, LLC (有)イル・カヴァーロ (有)バリストア (有)パレルモ 持分法を適用しない理由 イル・カヴァーロ, LLCほか5社は、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法によっております。

項目	期別 当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
(2) 重要な引当金の計上基準	□ 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 貸倒引当金 当社は、債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の規定に基づく実績率による限度額のほか、個別債権について回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、個別の債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。
(3) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成12年12月31日現在)	
1. 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。	

出資金 15,788千円

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	76,274千円
税理士、監査費用	19,531千円
2. 固定資産除却損の内訳	
建物及び構築物	860千円
器具及び備品	175千円
ソフトウェア	359千円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

現金及び現金同等物の期末残高(737,606千円)と貸借対照表に掲記されている科目の金額は同額であります。

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため連結財務諸表規則第15条の3及び財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券の時価等関係)

当連結会計年度(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	8,098千円
その他	1,449
繰延税金資産合計	9,547
繰延税金負債	
繰延税金資産の純額	9,547
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

当連結会計年度において、当連結グループは不動産投資顧問のみを営んでおり、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

2. 所在地別セグメント情報

当連結会計年度において、本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外売上高

当連結会計年度において、海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

当連結会計年度(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

1. 役員及び個人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有又は被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	金子 修	東京都武蔵野市		当社代表取締役社長	被所有直接45.0%			金銭の貸付け及び返済	237,732		
								利息の受取	2,087		
								手数料の受取	3,293		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	US International Advisors, LLC.	米国テキサス州	150千ドル	不動産投資顧問業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	21,700		
								金銭借入の返済	16,705		
								利息の支払	52		
	(有)レオナルド	東京都中央区	79,600	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	120,496	売掛金	10,630
								賃料の支払	12,141		
								敷金の差入		未収入金	3,335
	(有)タスカニー	東京都中央区	7,200	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	51,481		
	(有)モデ一口	東京都中央区	15,900	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	106,625		
								敷金の差入	11,903	敷金及び保証金	11,903
	(有)恒洋	東京都新宿区	3,000	不動産業	なし	兼任1人	当社の役務の提供先	役務の提供	150,265		

(注) 1. 上記のうち、売掛金は消費税等を含み、それ以外の取引金額及び期末残高は消費税等を含まずに表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

3. ダヴィンチ・アドバイザーズ USA, LLC. は、平成12年9月において社名をUS International Advisors, LLCに変更しております。

2. 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有又は被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(有)ソレント	東京都中央区	3,000	不動産業	所有間接 100.0%	兼任 1人	当社の役務の提供先	金銭の貸付け	105,399	長期貸付金	105,399
								役務の提供	24,010		
								利息の受取	398	未収入金	398
子会社	(有)バローナ	東京都中央区	3,000	不動産業	所有間接 100.0%	兼任 1人	当社の役務の提供先	金銭の貸付け	25,515	長期貸付金	25,515
								役務の提供	2,034		
								利息の受取	38	未収入金	38

(注) 1. 取引金額及び期末残高は消費税等を含まずに表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

項目	期別	当連結会計年度 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
1株当たり純資産額		179,712円34銭
1株当たり当期純利益		60,498円29銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

該当事項はありません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期別 項目	第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 3社 主要な連結子会社の名称 ソレント, LLC バローナ ジャパン, LLC (株)ダヴィンチ・セレクト (株)ダヴィンチ・セレクトは、平成13年5月の設立に伴い、当中間連結会計期間より連結子会社となりました。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 イル・カヴァーロ, LLC バリストア, LLC パレルモ ジャパン, LLC (有)イル・カヴァーロ (有)バリストア (有)ソレント (有)バローナ (有)パレルモ</p> <p>連結の範囲から除いた理由 イル・カヴァーロ, LLCほか2社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、中間純損益及び剰余金は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 (有)イル・カヴァーロほか4社は、主として匿名組合契約方式による不動産事業を行っている営業者であり、当該子会社に帰属する資産及び損益は実質的に僅少であるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 2社 主要な会社の名称 (有)ソレント (有)バローナ</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社の名称 イル・カヴァーロ, LLC バリストア, LLC パレルモ ジャパン, LLC (有)イル・カヴァーロ (有)バリストア (有)パレルモ</p> <p>持分法を適用しない理由 イル・カヴァーロ, LLCほか5社は、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

項目	期別 第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
4. 会計処理基準に関する事項	
(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数については、法人税の規定と同一の基準によっております。</p> <p>ロ 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
(2) 重要な引当金の計上基準	貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(3) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(4) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

追加情報

<p>第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)</p>
<p>(金融商品会計) 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。</p>
<p>(外貨建取引等会計基準) 当中間連結会計期間から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年10月22日))を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

<p>第4期中間連結会計期間末 (平成13年6月30日現在)</p>
<p>有形固定資産の減価償却累計額 7,835千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

<p>第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)</p>
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 72,136千円</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期中間連結会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)

現金及び現金同等物の中間期末残高(千円)と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額は同額であります。

(リース取引関係)

第4期中間連結会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため中間連結財務諸表規則第
15条及び財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第4期中間連結会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第4期中間連結会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

第4期中間連結会計期間において、当連結グループは不動産投資顧問のみを営んでおり、当該事業
以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

2. 所在地別セグメント情報

第4期中間連結会計期間において、本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計
及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメ
ント情報の記載を省略しております。

3. 海外売上高

第4期中間連結会計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	期別 第4期中間連結会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
1株当たり純資産額	181,223円12銭
1株当たり中間純利益	2,627円80銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第4期中間連結会計期間(自平成13年1月1日 至平成13年6月30日)

当社は、平成13年11月6日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1株を10株に分割することを予定しております。

1. 分割により増加する株式数 普通株式 42,300株

2. 分割の方法

平成13年11月22日現在の株主名簿に記載された株主の所有株式数1株を10株に分割する予定であります。

3. 配当起算日 平成13年7月1日

連結附属明細表(平成12年12月31日現在)

a . 社債明細表

該当事項はありません。

b . 借入金等明細表

(単位 : 千円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限	摘要
短期借入金	16,705		2.95%		(注)2.
合計	16,705				

- (注) 1. 1年以内に返済予定の長期借入金、長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びその他の有利子負債はありません。
2. 平均利率は、当連結会計年度における加重平均利率を算定しております。

(2) その他

該当事項はありません。

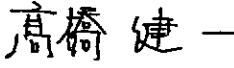
監 査 報 告 書

平成13年//月//日

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

代表取締役社長 金子修 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高橋 健一
関与社員 


代表社員 公認会計士 佐々木誠一
関与社員 


当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成11年1月1日から平成11年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成11年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

平成13年11月14日

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

代表取締役社長 金子修 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

高橋 健一


代表社員
関与社員

公認会計士

佐々木誠一


当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成12年1月1日から平成12年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成12年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当事業年度より追加情報の注記に記載のとおり、研究開発費等に係る会計基準及び税効果会計に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により財務諸表を作成している。

以上

中間監査報告書

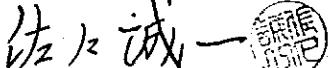
平成 13 年 11 月 14 日

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子修 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員 公認会計士 高橋 健一



代表社員 関与社員 公認会計士 佐々木誠一



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日までの第 4 期事業年度の中間会計期間(平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの平成 13 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当中間会計期間より追加情報の注記に記載のとおり、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以上

2. 財務諸表等

(1) 財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第2期 (平成11年12月31日現在)		第3期 (平成12年12月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)			%		%
流動資産					
1. 現金及び預金		96,568		737,606	
2. 売掛金				10,630	
3. 前払費用		1,114			351
4. 繰延税金資産					9,547
5. 立替金	3	10,614			25,200
6. その他					5,872
流動資産合計		108,297	83.8	789,209	79.8
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		1,323		11,184	
減価償却累計額		296	1,027	132	11,052
(2) 器具及び備品		9,562		19,561	
減価償却累計額		2,184	7,377	4,376	15,184
有形固定資産合計			8,405		26,237
2. 無形固定資産					2.7
(1) ソフトウェア					1,383
無形固定資産合計					1,383
3. 投資その他の資産					0.1
(1) 関係会社出資金		6,000			19,800
(2) 関係会社長期貸付金					130,915
(3) 長期前払費用		359			21,903
(4) 敷金及び保証金		6,215			
投資その他の資産合計		12,574	9.7	172,618	17.4
固定資産合計		20,979	16.2	200,239	20.2
資産合計		129,277	100.0	989,448	100.0

(単位：千円)

科目	期別	第2期 (平成11年12月31日現在)		第3期 (平成12年12月31日現在)	
		金額	構成比%	金額	構成比%
(負債の部)					
流動負債					
1. 短期借入金		16,705			
2. 未払金	1	8,858		12,509	
3. 未払法人税等		48,120		95,105	
4. 未払消費税等		7,237		14,076	
5. 未払費用		4,625		16,377	
6. 預り金		1,022		2,720	
流動負債合計		86,568	67.0	140,788	14.2
負債合計		86,568	67.0	140,788	14.2
(資本の部)					
資本金	2	10,000	7.7	670,000	67.7
その他の剰余金					
1. 当期末処分利益		32,708		178,659	
その他の剰余金合計		32,708	25.3	178,659	18.1
資本合計		42,708	33.0	848,659	85.8
負債及び資本合計		129,277	100.0	989,448	100.0

中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第4期中間会計期間末 (平成13年6月30日現在)	
		金額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
1. 現金及び預金		410,167	
2. 売掛金		52,534	
3. その他		26,123	
流動資産合計		488,826	53.8
固定資産			
1. 有形固定資産		28,815	3.2
2. 無形固定資産		5,589	0.6
3. 投資その他の資産			
(1) 関係会社出資金		49,800	
(2) 関係会社長期貸付金		313,244	
(3) その他		21,903	
投資その他の資産合計		384,947	42.4
固定資産合計		419,352	46.2
資産合計		908,179	100.0
(負債の部)			
流動負債			
1. 未払法人税等		14,904	
2. その他		26,816	
流動負債合計		41,721	4.6
負債合計		41,721	4.6
(資本の部)			
資本金		670,000	73.8
利益準備金		525	0.0
その他の剰余金			
1. 中間未処分利益		195,932	
その他の剰余金合計		195,932	21.6
資本合計		866,457	95.4
負債及び資本合計		908,179	100.0

損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)		第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
		金額	百分比	金額	百分比
売上高		209,964	100.0	500,852	100.0
売上原価		61,509	29.3	79,896	16.0
売上総利益		148,454	70.7	420,956	84.0
販売費及び一般管理費	1	73,131	34.8	172,329	34.4
営業利益		75,322	35.9	248,627	49.6
営業外収益					
1. 受取利息		1		2,548	
2. 貸借料負担返戻金		6,150		3,293	
3. 受取手数料		6,151	2.9	5,842	1.2
営業外費用					
1. 支払利息		531		52	
2. 為替差損		161		48	
3. 新株発行費		692	0.3	2,696	0.6
経常利益		80,782	38.5	251,672	50.2
特別損失					
1. 固定資産除却損	2	8	0.0	1,395	0.2
税引前当期純利益		80,773	38.5	250,277	50.0
法人税、住民税 及び事業税		48,594	23.2	113,873	21.6
法人税等調整額				5,786	10.8,087
当期純利益		32,178	15.3	142,190	28.4
前期繰越利益		529		32,708	
過年度税効果調整額				3,761	
当期末処分利益		32,708		178,659	

売上原価明細書

(単位：千円)

科目	期別	第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)		第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比
労務費		9,805	%	62,993	78.8
経営指導料		45,765	74.4		
経費	1	5,938	9.7	16,902	21.2
当期売上原価		61,509	100.0	79,896	100.0

(脚注)

第2期	第3期
1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。	1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。
賃借料 3,283千円	賃借料 7,073千円
減価償却費 847千円	減価償却費 1,743千円
	消耗品費 3,553千円

中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	第4期中間会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)	
		金額	百分比 %
売上高		239,654	100.0
売上原価		75,837	31.6
売上総利益		163,816	68.4
販売費及び一般管理費		130,716	54.6
営業利益		33,100	13.8
営業外収益	1	3,858	1.6
営業外費用		33	0.0
経常利益		36,925	15.4
税引前中間純利益		36,925	15.4
法人税、住民税及び事業税		12,806	
法人税等調整額		1,070	13,877
中間純利益		23,047	9.6
前期繰越利益		172,884	
中間未処分利益		195,932	

利益処分計算書

(単位：千円)

科目	株主総会承認年月日	第2期 平成12年3月29日		第3期 平成13年3月30日	
		金額		金額	
当期末処分利益			32,708		178,659
利益処分額					
1. 利益準備金				525	
2. 役員賞与金				5,250	5,775
(うち監査役賞与金)		()		(2,250)	
次期繰越利益			32,708		172,884
			<hr/>	<hr/>	<hr/>

重要な会計方針

項目 期別	第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)	第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法によっております。</p> <p>(2)</p> <p>(3) 長期前払費用 法人税法の規定と同一の基準により均等償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)</p>
2. 繰延資産の処理方法		新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の規定に基づく実績率による限度額のほか、個別債権について回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

表示方法の変更

第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)	第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
従来、「未払事業税」として表示しておりました未払事業税(当期8,955千円)は、当期より「未払法人税等」に含めて表示しております。	

追加情報

第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)	第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
従来、「販売費及び一般管理費」に含めておりました事業税(当期9,012千円)は、財務諸表等規則の改正に伴い、当期より「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,012千円多く計上されております。	<p>前期まで投資その他の資産の「長期前払費用」に計上していた自社利用ソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。ただし同報告により上記に係るソフトウェアの表示については、投資その他の資産の「長期前払費用」から無形固定資産の「ソフトウェア」に科目名を変更し、減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。なお、当期に発生した自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費等に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年3月13日)に基づき、無形固定資産に「ソフトウェア」として計上し、上記の方法により償却を行っております。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当期から税効果会計を適用しております。これに伴い、従来の税効果会計を適用しない場合と比較し、繰延税金資産9,547千円が新たに計上されるとともに、当期純利益は5,786千円、当期末処分利益は9,547千円多く計上されております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第2期 (平成11年12月31日現在)	第3期 (平成12年12月31日現在)
1. 外貨建資産及び負債の主なものは、次のとおりであります。 未払金 11,825米ドル(1,266千円)	1.
2. 会社が発行する株式及び発行済株式総数 発行する株式の総数 800株 発行済株式の総数 200株	2. 会社が発行する株式及び発行済株式総数 発行する株式の総数 8,000株 発行済株式の総数 4,700株
3. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 立替金 1,372千円	3. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 立替金 15,467千円

(損益計算書関係)

第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)	第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
1. 販売費に属する費用のおおよその割合は10%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は90%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 調査費 7,247千円 給料手当 38,414千円 減価償却費 1,271千円 賃借料 4,925千円 旅費交通費 5,209千円	1. 販売費に属する費用のおおよその割合は6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は94%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 76,274千円 減価償却費 1,165千円 税理士、監査費用 19,531千円 コンサルティング費用 14,395千円
2. 固定資産除却損の内訳 建物除却損 8千円	2. 固定資産除却損の内訳 建物除却損 860千円 器具及び備品除却損 175千円 ソフトウェア除却損 359千円 合計 1,395千円

(リース取引関係)

第2期(自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の
6 第6項の規定により記載を省略しております。

第3期(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の
6 第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券の時価等関係)

第2期(自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)

該当事項はありません。

第3期(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

当期については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

(デリバティブ取引関係)

第2期(自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第3期(自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)

当期については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

(税効果会計関係)

第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	8,098千円
その他	1,449
繰延税金資産合計	9,547
繰延税金負債	
繰延税金資産の純額	9,547
2. 法廷実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	

(1株当たり情報)

項目	期別 第2期 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)	期別 第3期 (自 平成12年1月1日 至 平成12年12月31日)
1株当たり純資産額	213,543円28銭	180,565円94銭
1株当たり当期純利益	160,893円38銭	62,254円81銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期別 項目	第4期中間会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数については、法人税の規定と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>
3. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税及び仮受消費税は、相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

追加情報

第4期中間会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
<p>(金融商品会計) 当中間会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。</p>
<p>(外貨建取引等会計基準) 当中間会計期間から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年10月22日))を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第4期中間会計期間末 (平成13年6月30日現在)
有形固定資産の減価償却累計額 7,835千円

(中間損益計算書関係)

第4期中間会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
1. 営業外収益のうち主要なものは次のとおりであります。 受取利息 2,066千円
2. 減価償却実施額 有形固定資産 3,326千円 無形固定資産 418千円

(リース取引関係)

第4期中間会計期間(自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため中間財務諸表等規則第5
条の3及び財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

項目	期別 第 4 期中間会計期間 (自 平成13年1月1日 至 平成13年6月30日)
1 株当たり純資産額	184,352円71銭
1 株当たり中間純利益	4,903円79銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

附属明細表(平成12年12月31日現在)

a . 有価証券明細表

該当事項はありません。

b . 有形固定資産等明細表

(単位 : 千円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額	差引 当期末残高	摘要
有形 固定 資産	建物	1,323	11,184	1,323	11,184	132	299	11,052 (注)1.
	器具及び備品	9,562	10,373	374	19,561	4,376	2,390	15,184 (注)2.
	計	10,886	21,558	1,698	30,746	4,509	2,690	26,237
無形 固定 資産	ソフトウェア		2,103	501	1,602	219	219	1,383 (注)3.
	計		2,103	501	1,602	219	219	1,383
長期前払費用		501		501				(注)3.
繰 延 資 産								
	計							

- (注) 1. 建物の当期増加額は、本社移転に伴う建物付属設備の新設によるものであります。
 2. 器具及び備品の増加額は、パソコン及び周辺機器の購入によるものであります。
 3. 当期より、自社利用ソフトウェアの表示は、投資その他の資産の「長期前払費用」から無形固定資産の「ソフトウェア」に変更しております。

c . 資本金等明細表

(単位 : 千円)

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金		10,000	660,000		670,000	
うち既発行株式	額面普通株式	(200株) 10,000	(4,500株) 660,000	(株)	(4,700株) 670,000	(注)
	計	(200株) 10,000	(4,500株) 660,000	(株)	(4,700株) 670,000	
資本準備金及び その他の資本剰余金		(資本準備金)				
		計				
利益準備金及び 任意積立金		(利益準備金)				
		(任意積立金)				
		計				

(注) 当期増加額は、次のとおりであります。

- 平成12年3月3日付の株主割当による新株発行(600株、発行価格50,000円、資本組入額50,000円)
- 平成12年6月1日付の株主割当による新株発行(1,200株、発行価格50,000円、資本組入額50,000円)
- 平成12年6月30日付の第三者割当による新株発行(1,700株、発行価格100,000円、資本組入額100,000円)
- 平成12年12月23日付の第三者割当による新株発行(1,000株、発行価格400,000円、資本組入額400,000円)

d . 引当金明細表

(単位 : 千円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						

(2) 主な資産及び負債の内容(平成12年12月31日現在)

a. 資産の部

イ. 現金及び預金

(単位:千円)

区分		金額	摘要
現金		149	
預 金 の 種 類	当座預金	690,788	
	普通預金	46,668	
	計	737,457	
合計		737,606	

ロ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

(単位:千円)

相手先	金額	摘要
有限会社レオナルド	10,630	
合計	10,630	

(ロ) 売掛金滞留状況

(単位:千円)

期首残高 (A)	当期発生高 (B)	当期回収高 (C)	当期末残高 (D)	回収率 $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
	524,810	514,180	10,630	98.0%	4日

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 関係会社長期貸付金

(単位:千円)

相手先	金額	摘要
有限会社ソレント	105,399	
有限会社バローナ	25,515	
合計	130,915	

b. 負債の部

イ. 未払法人税等

(単位：千円)

区分	金額	摘要
未払法人税	62,607	
未払住民税	13,214	
未払事業税	19,283	
合計	95,105	

(3) その他

キャッシュ・フローの状況

株式会社大阪取引証券所の引受責任者宛通知『「企業内容等の開示に関する省令」等の改正に伴う、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」の作成上の留意点について』(大証審4号)に基づき、財務諸表等規則に準じて作成した第2期の個別ベースでのキャッシュ・フローの状況を参考までに掲げると次のとおりであります。

なお、当該状況につきましては、新日本監査法人の監査を受けておりません。

個別ベースのキャッシュ・フローの状況

(単位：千円)

科目	期別 (自 平成11年1月1日 至 平成11年12月31日)	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 税引前当期純利益		80,773
2. 減価償却費		2,119
3. 受取利息		1
4. 支払利息		531
5. 有形固定資産除却損		8
6. 立替金の増加額		4,566
7. 前払費用の減少額		161
8. 未払金の増加額		107
9. 未払消費税等の増加額		5,801
10. 未払費用の増加額		3,353
11. 預り金の減少額		9,682
小計		78,606
12. 利息及び配当金の受取額		1
13. 法人税等の支払額		794
営業活動によるキャッシュ・フロー		77,814
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 有形固定資産の取得による支出		3,035
2. 関係会社出資金の払込による支出		6,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,035
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1. 短期借入による収入		16,705
財務活動によるキャッシュ・フロー		16,705
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増加額		85,483
現金及び現金同等物の期首残高		11,084
現金及び現金同等物の期末残高		96,568

訴訟等

該当事項はありません。

第6 提出会社の株式事務の概要

決算期	12月31日	定時株主総会	3月中		
株主名簿閉鎖の期間		基準日	12月31日		
株券の種類	100株券 10株券 1株券	中間配当基準日	6月30日		
		1単元の株式数			
株式の名義書換え	取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部			
	代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社			
	取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国本支店 日本証券代行株式会社 本支店、出張所			
	名義書換手数料	無料	新券交付手数料 無料		
端株の買取り	取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部			
	代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社			
	取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国本支店 日本証券代行株式会社 本支店、出張所			
	買取手数料	無料 (注)2			
公告掲載新聞名	日本経済新聞				
株主に対する特典	該当事項はありません。				

- (注) 1. 当社は端株制度の適用を受けておりますが、現在、端株は生じておりません。
 2. 端株の買取手数料は、当社株式が株式会社大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更予定です。

第7 提出会社の参考情報

該当事項はありません。

第四部 株式公開情報

第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

移動年月日	移動前所有者			移動後所有者			移動内容		移動理由	摘要
	氏名又は名称	住所	提出会社との関係等	氏名又は名称	住所	提出会社との関係等	移動株数	価格(単価)		
平成12年6月2日	金子修	東京都武蔵野市吉祥寺東町2-1-11	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	金子・エレン・梨沙	アメリカ合衆国カリフオルニア州ラ・キナーダ市メドウグローブストリート519	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)	50	50,000	子への贈与	親族間の移動
平成12年6月2日	"	"	"	金子・肇・ケブン	"	"	50	50,000	子への贈与	親族間の移動
平成12年11月30日	"	"	"	山口公成	東京都杉並区下井草1丁目1-18-A302	当社の従業員	10	100,000	土気向上のため	
平成12年11月30日	"	"	"	佐藤信一	東京都港区海岸2丁目3-5-405	当社の従業員	5	100,000	土気向上のため	
平成12年11月30日	"	"	"	中村康裕	神奈川県川崎市中原区井田3丁目33-23-201	当社の従業員	2	100,000	土気向上のため	

- (注) 1. 当社は、株式会社大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会をのぞく。以下1.について同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成10年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株券、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券の譲受け又は譲渡(転換社債の転換及び新株引受権付社債又は新株引受権証券の行使を含み、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会が、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則(公正慣習規則第2号)」に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものを除く。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は上場前公募等規則第16条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上場株券等の移動状況に係る記載内容について記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができますとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株券等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができますとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により発行済株式総数の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名。
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員。
 - (4) 証券会社(外国証券会社も含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的関係会社。

第2 第三者割当等の概況

1. 第三者割当等による株式等の発行の内容

項目	株式(1)	株式(2)
発行年月日	平成12年6月30日	平成12年12月23日
種類	額面普通株式	額面普通株式
発行数	1,700株	1,000株
発行価格	100,000円	400,000円
資本組入額	100,000円	400,000円
発行価額の総額	170,000,000円	400,000,000円
資本組入額の総額	170,000,000円	400,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2
摘要	(注)3	(注)3

- (注) 1. 株式会社大阪証券取引所の定める「上場前公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」といいます。)第17条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」といいます。)第15条の規定に基づき、当社が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日(平成12年6月1日)以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」といいます。)による新株発行(商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。)を行っている場合には、当社及び割当を受けた者(以下「取得者」といいます。)との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
当社が同規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとしております。
2. 当社と幹事証券会社である新光証券株式会社及び取得者の間で、取得者は割当株式をその効力の発生日である発行年月日から上場日以降6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以降1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで所有し、かつ、同証券会社に預託する旨の確約を行うとともに、取得者は当該株券を同証券会社における取得者名義の保護預り口座にて預託しております。ただし、取得者が銀行または保険会社である場合(同証券取引所の請求により、割当を受けた者が割当を受けた株券の提示又は保管の証明を行うことができる場合に限る。)は上場前公募等規則の取扱い第15条の規定に基づき、割当新株を同証券会社に預託しておりません。
3. 資金調達を目的とする発行であり、株式の発行価格は、相続税法に定める類似業種批准方式に基づいた評価額を参考にして、当事者間で協議の上、決定した価格であります。

2. 取得者の概況

株式(1)

取得者の氏名又は名称等			割当株数	価格 (単価)	取得者と提出 会社との関係
氏名又は名称等	住所	職業及び 事業の内容等			
エヌエイジエイオー ピーアイ、LLC	アメリカ合衆国オレゴン州セーラム市プロモントリー・プレイスサウス・イースト864	投資業	680 株	68,000,000 (100,000) 円	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ヴァレンティナトウ キヨウベンチャーホールディングス、 LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州レドンド・ビーチ市ヴィア・エル・プラド 1815スウェイート102	投資業	300	30,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
サウスベイジャパン チャリタブルホールディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州レドンド・ビーチ市ヴィア・エル・プラド 1815スウェイート102	投資業	250	25,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
カーディナルケーフ ーベンチャーホール ディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州レドンド・ビーチ市ヴィア・エル・プラド 1815スウェイート102	投資業	170	17,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
金子修	東京都武蔵野市吉祥寺東町2-1-11	会社役員	110	11,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
加藤一郎太	東京都千代田区九段北1-13-6	会社役員	50	5,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
横本典人	東京都中央区新川2-27-4-1511	会社役員	35	3,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
川瀬總一郎	東京都中央区築地7-13-7-1001	会社役員	20	2,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
阿部尚志	東京都国分寺市光町3-20-3	会社役員	20	2,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
小口いつ乃	東京都荒川区町屋7-3-8-402	会社員	18	1,800,000 (100,000)	当社の元従業員
アールティラーベネット	アメリカ合衆国カリフォルニア州マンハッタン・ビーチ市27番ストリート665	会社員	15	1,500,000 (100,000)	
伊藤天心	東京都目黒区碑文谷3-12-12	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社の元従業員
田邊学明	東京都杉並区阿佐谷南3-2-9-302	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社の従業員
広瀬誠	千葉県松戸市新作134-5 プロムナード北松戸1-804	会社員	5	500,000 (100,000)	当社の従業員
市川恵理	神奈川県川崎市高津区久地515-9	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員
宇都宮美貴	東京都目黒区大橋1-7-2 オリエンタル青葉台301	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員

株式(2)

取得者の氏名又は名称等			割当株数	価格 (単価)	取得者と提出 会社との関係
氏名又は名称等	住所	職業及び 事業の内容等			
カーディナルケーフ ーベンチャーホール ディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフ オルニア州レドンド・ ビーチ市ヴィア・エ ル・プラド 1815スウ イート102	投資業	205	82,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
サウスベイジャパン チャリタブルホール ディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフ オルニア州レドンド・ ビーチ市ヴィア・エ ル・プラド 1815スウ イート102	投資業	165	66,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
金子修	東京都武蔵野市吉祥寺 東町2-1-11	会社役員	124	49,600,000 (400,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
カネコキヤサリーン マリー	アメリカ合衆国カリフ オルニア州ラ・キヤナ ーダ市メドウグローブ ストリート519		100	40,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の 二親等内血族)
山一ユニベン7号 投資事業組合	東京都千代田区丸の内 3-2-3	投資業	100	40,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
山一ユニベン8号 投資事業組合	東京都千代田区丸の内 3-2-3	投資業	100	40,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
長谷川健治	東京都中野区本町 2-38-3	会社役員	75	30,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ヴァレンティナトウ キヨウベンチャーホ ールディングス、 LLC	アメリカ合衆国カリフ オルニア州レドンド・ ビーチ市ヴィア・エ ル・プラド 1815スウ イート102	投資業	65	26,000,000 (400,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
青山篤	東京都港区白金台 1-1-15	会社役員	30	12,000,000 (400,000)	
千種忠昭	東京都港区白金台 4-19-9	会社役員	25	10,000,000 (400,000)	
鈴木裕子	東京都台東区寿 3-13-10-505	会社員	5	2,000,000 (400,000)	当社の従業員
ウエイドダグラス オルソン	アメリカ合衆国カリフ オルニア州パサディナ 市グレンオーケス通り 975番地	裁判官	3	1,200,000 (400,000)	
杉山真一	東京都目黒区八雲 1-3-20	弁護士	3	1,200,000 (400,000)	当社の顧問弁護士

3. 取得者の株式等の移動状況

該当事項はありません。

第3 株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式総数に対する所有株式数の割合	摘要
金子修	東京都武蔵野市吉祥寺東町2-1-11	株 21,170	% 45.0	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長)
エヌエイジエイオーピーアイ、LLC	アメリカ合衆国オレゴン州セーラム市プロモントリー・プレイス サウス・イースト864	6,800	14.5	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
サウスベイジャパンチャリタブルホールディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州レドンド・ビーチ市ヴィア・エル・プラド 1815スويート102	4,150	8.8	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
カーディナルケーベンチャーホールディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州レドンド・ビーチ市ヴィア・エル・プラド 1815スويート102	3,750	8.0	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ヴァレンティナトウキヨウベンチャーホールディングス、LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州レドンド・ビーチ市ヴィア・エル・プラド 1815スويート102	3,650	7.8	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
キャサリーンマリーカネコ	アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・キャナーダ市メドウグローブストリート519	1,000	2.1	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長の二親等内血族)
山一ユニベン7号投資事業組合	東京都千代田区丸の内3-2-3	1,000	2.1	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
山一ユニベン8号投資事業組合	東京都千代田区丸の内3-2-3	1,000	2.1	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
長谷川 健治	東京都中野区本町2-38-3	750	1.6	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
金子・エレン・梨沙	アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・キャナーダ市メドウグローブストリート519	500	1.1	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長の二親等内血族)
金子・肇・ケブン	アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・キャナーダ市メドウグローブストリート519	500	1.1	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長の二親等内血族)
加藤 一郎太	東京都千代田区九段北1-13-6	500	1.1	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
横本典人	東京都中央区新川2-27-4-1511	350	0.7	特別利害関係者等 (当社取締役)
青山 篤	東京都港区白金台1-1-15	300	0.6	
千種忠昭	東京都港区白金台4-19-9	250	0.5	
川瀬 總一郎	東京都中央区築地7-13-7-1001	200	0.4	特別利害関係者等 (当社監査役)
阿部尚志	東京都国分寺市光町3-20-3	200	0.4	特別利害関係者等 (当社取締役)
小口 いつ乃	東京都荒川区町屋7-3-8-402	180	0.4	当社の元従業員
アルティラーベネット	アメリカ合衆国カリフォルニア州マンハッタン・ビーチ市27番ストリート665	150	0.3	

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式総数に対する所有株式数の割合	摘要
伊藤天心	東京都目黒区碑文谷3-12-12	株 150	% 0.3	当社の元従業員
田邊学明	東京都杉並区阿佐谷南3-2-9-302	100	0.2	当社の従業員
山口公成	東京都杉並区下井草1-1-18-A302	100	0.2	当社の従業員
広瀬誠	千葉県松戸市新作134-5 プロムナード北松戸1-804	50	0.1	当社の従業員
森山昌也	東京都葛飾区東立石4-17-7-405	50	0.1	当社の従業員
鈴木裕子	東京都台東区寿3-13-10-505	50	0.1	当社の従業員
ウエイドダグラス オルソン	アメリカ合衆国カリフォルニア州パサディナ市グレンオーツ通り975番地	30	0.1	
杉山真一	東京都目黒区八雲1-3-20	30	0.1	当社の顧問弁護士
中村康裕	神奈川県川崎市中原区井田3-33-23-201	20	0.0	当社の従業員
市川恵理	神奈川県川崎市高津区久地515-9	10	0.0	当社の従業員
宇都宮美貴	東京都目黒区大橋1-7-2 オリエンタル青葉台301	10	0.0	当社の従業員
計	30名	47,000	100	

(注) 株主総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

